

令和5年度（2023年度）第8回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2024年1月22日（水）午後1時30分開会

場 所：か での 2 ・ 7 7 階 710 会 議 室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻を過ぎましたので、ただいまより令和5年度第8回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が露崎会長、オンラインでの出席が10名で、北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

審議会の運営につきましては、本日もオンラインを併用する対面形式での開催となっております。

続きまして、本日の資料について確認いたします。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1は1から4、資料2は1と2、資料3と4は1から4、資料5は1と2、資料6は1から3、資料7は1から4までとなっております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は7件と多くなっております。

議事（1）は、（仮称）HOKA7太陽光発電事業計画段階環境配慮書についてです。Sakura2合同会社の事業で、本日が2回目の審議となり、答申を予定しております。

本案件につきましては、先日、森林法に違反する行為がありましたこともあり、事業者の方にご出席をいただいております。事務局から主な2次質問とその事業者回答等の報告に続いて、補足として事業者の方からご説明いただき、皆様からの質疑応答を行い、その後改めて答申文（案）たたき台の説明を行い、それについてご審議をいただく予定としております。

議事（2）は、（仮称）北海道檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。北海道洋上風力開発合同会社の事業で、本日が1回目の審議となります。事務局から事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答等の報告を行いました後、皆様にご審議いただくこととしております。

議事（3）は、（仮称）北海道石狩市洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてで、住友商事株式会社の事業、また、議事（4）は、稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）計画段階環境配慮書についてで、王子グリーンリソース株式会社の事業です。

どちらも本日が2回目の審議で、答申を予定しており、事務局から主な2次質問とその事業者回答等の報告、答申文（案）たたき台等のご説明を行いました後、皆様にご審議をいただくこととしております。

議事（5）は、（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書についてで、関西電力株式会社の事業です。

本日が1回目の審議で、事務局から事業概要の説明、主な1次事質問とその事業者回答

等の報告を行い、皆様にご審議をいただくこととしております。

なお、本議事においては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は傍聴者及び報道機関の方には退出いただきますので、ご協力をお願いいたします。

議事（6）は、（仮称）北海道八雲風力発電事業環境影響評価方法書についてで、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の事業です。本日が2回目の審議で、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答等の報告を行い、皆様にご審議をいただく予定としております。

最後、議事（7）は、（仮称）えりも町風力発電事業環境影響評価方法書についてで、JR東日本エネルギー開発株式会社の事業です。

こちら本日が2回目の審議で、答申を予定しており、事務局から主な2次質問とその事業者回答等の報告、答申文（案）たたき台等の説明を行いました後、皆様にご審議をいただくこととしております。

なお、本議事におきましても、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございますので、傍聴者及び報道機関の方にはご協力をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は露崎会長をお願いいたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

2. 議 事

○露崎会長 よろしく申し上げます。

それでは、これより議事（1）に移ります。

本日が2回目の審議で、答申を予定しております（仮称）HOKA7 太陽光発電事業計画段階環境配慮書についてです。

本事業につきましては、新聞報道等にもありましたが、昨年12月に、事業実施想定区域内、具体的には太陽光パネルの配置検討エリア内の湿原において水路を掘り、これが森林法違反となっております。その説明等を行っていただくために事業者に来ていただいておりますが、まずは事務局から事業概要の説明及び主な2次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（川村係長） 初めに、図書を用いて、事業概要について簡単にご説明します。

（仮称）HOKA7 太陽光発電事業の図書をご用意ください。

まず、図書の2-3ページをご覧ください。

広域の位置図が示されていますが、事業実施想定区域は釧路市音別町にあり、白糖町との境に位置します。

次に、2-27ページをご覧ください。

太陽電池の配置計画案ということで、三つの案が示されております。いずれも重要湿地を含む案となっております。

次に、戻っていただきまして、2-17 ページをご覧ください。

こちらで黒い太線の枠で示されている部分が事業実施想定区域の範囲となります。先ほどご覧いただいた太陽光発電の設置エリアは、この区域の北側の部分となります。区域内の大部分が防霧保安林となっておりまして、先ほどもお話ししました重要湿地を含んでおります。また、この図では代表地点で位置が示されていますが、海岸沿いに馬主来自然公園がありまして、公園内には汽水湖である馬主来沼があります。

次に、2-30 ページをご覧ください。

周囲における他事業です。運転開始済みの事業が2事業あるとのことですが、いずれの発電所も500メートル以上離れています。

続いて、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、配慮が特に必要な施設等について、ページが大きく飛びますが、4-10 ページをご覧ください。

事業実施想定区域に最も近い住居等は北側にあり、約200メートル離れています。また、区域から南側約900メートルの場所に福祉施設であるおんべつ学園があります。

次に、重要な自然環境のまとまりの場について、4-64 ページをご覧ください。

区域内には、植生自然度10のヨシクラスや植生自然度9のハンノキ群落などがあります。

また、4-65 ページですが、区域内に重要湿地である馬主来沼があり、そして、動物の注目すべき生息地として、事業実施想定区域を含むメッシュでは、オオワシ、オジロワシ、タンチョウの生息が確認されています。

次に、景観に関して、4-68 ページをご覧ください。

主要な眺望点として、馬主来自然公園が示されています。

また、1枚めくっていただきまして、4-70 ページでは景観資源が示されており、事業実施想定区域内には重要湿地である馬主来沼が存在しています。

続きまして、資料1-1を用いまして事業者への質問事項とその回答について、答申に係る部分を抜粋して説明いたします。

なお、資料1-2は事業者回答に係る別添資料となりますが、こちらの資料については説明を割愛させていただきます。

それでは、資料1-1の5ページをご覧ください。

質問番号2-6の2次質問において、森林法違反に関する質問をしております。①では、行為の内容について質問し、事業実施想定区域内にて水路を約200メートル掘削したとのことでした。また、②では、保音安林内での行為について質問し、保安林内であり、森林法に違反するものとして中止の通知を受けているとのことでした。

次に、10ページの質問番号3-6をご覧ください。

2次質問の②において、本図書において、防霧保安林を重要な自然環境のまとまりの場ではないと判断された根拠について質問しました。これに対し、事業者の見解は、植生自

然度 9、植生自然度 10 に該当する範囲を重要な機能を有する自然環境として判断し、抽出したとのことでした。

なお、前回の審議会において、白木委員から防霧保安林の目的について質問をいただいておりますが、林野庁のホームページでは、保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防止、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県によって指定される森林ですと記載されています。また、防霧保安林については、森林によって空気の乱流を発生させて霧の移動を阻止したり、霧粒を補足して霧の害を防止しますと記載されており、道庁のホームページでは、事業者回答にあるとおり、霧の害の例として、農作物の被害や自動車事故の発生を挙げて防霧保安林について記載しています。

なお、道庁における森林法所管課に確認したところ、本事業地における防霧保安林の指定目的は、国道・農地の保全とのことでした。

次に、14 ページの質問番号 4-1 をご覧ください。

事業実施想定区域から最寄りの住宅までの距離である 200 メートルを基にした場合、パワーコンディショナーによる騒音はどの程度の寄与値と想定されるかを質問しました。これに対し、事業者からは、26 デシベルと想定されると回答されています。

次に、19 ページの質問番号 4-11 をご覧ください。

1 次質問において、専門家から提示のあった文献の確認結果について質問し、現在精査中と回答されていたことから、改めて確認結果について質問しました。これに対して、事業者からは、専門家から提示のあった文献については、一般公開やウェブ上で公開されていない入手困難な文献も含まれていたため、方法書作成段階までに入手した上で、整理することを考えておりましたとのことでした。

次に、21 ページの質問番号追加 4-23 をご覧ください。

方法書以降の手续等において留意する事項に関し、動物について、まず、①では、太陽光パネルの枚数の削減を検討されるのかについて質問しました。これに対し、事業者からは、枚数の削減についても検討するとのことでした。

次に、②では、太陽光パネルの配置検討に当たって、パネルを設置する、しないと判断をどのように想定されているのかについて質問しました。これに対し、事業者からは、今後、現地調査の結果を踏まえ、重要な種の生息場、繁殖地、移動経路の状況を把握した上で、影響が可能な限り小さくなるよう太陽光パネルの配置を検討いたします、その際、低減・代償措置が困難で回避措置が必要と判断される場合は太陽光パネルを設置しない範囲といたしますとのことでした。

また、③では、具体的な環境保全措置について質問しております。これに対し、事業者からは、重要な種の生息場、繁殖地、移動経路となる環境を避けた太陽光パネルや関係設備等配置計画を前提として考えておりますとのことでした。

最後に、22 ページの質問番号追加 4-24 をご覧ください。

こちらは、植物について、動物と同様に、方法書以降の手續等において留意する事項に関して質問しておりまして、事業者からは同様の回答がされております。

本事業の2次質問及び事業者回答に関する説明は、簡単ではございますが、以上とさせていただきます。

○露崎会長 それでは、事業者である Sakuru2 合同会社から、特に、違法行為等を含め、補足の説明をお願いいたします。

○事業者（Sakura2 合同会社） 今回、保安林の違反について、ご指摘をいただいた件についてご説明させていただきます。

回答にも記載したとおり、土質調査のために保安林内において水路を作成しました。

今、資料 1-1 の 5 ページの質問番号 2-26 の 2 次回答で記載させていただいているものから特に進捗はなく、復旧計画について、釧路総合振興局と一緒に協議し、どういうふうに進めていくかをつくっている段階です。

○露崎会長 確認です。

これが明らかにになったのは去年だと思うのですが、その後、進捗なしという意味でよろしいのですか。

○事業者（Sakura2 合同会社） 今後、復旧計画を作成し、復旧させていく予定になっていますが、現在は協議をしている段階です。

○露崎会長 例えば、どういう復旧をするという話はまだ何も決まっていないということですか。

○事業者（Sakura2 合同会社） そうです。今週も釧路総合振興局と打合せをさせていただき予定になっております。

○露崎会長 本件を含め、補足説明等はございませんか。

○事業者（Sakura2 合同会社） 少々補足させていただきます。

今回の保安林内での調査ということで、私どもの認識でこんなふうになったことについておわび申し上げます。

保安林の中での試験であり、事前の協議の対象とならないものという判断の下、進めておりましたが、振興局からのご指摘で直ちに調査を中止し、今、復旧の方向性についての協議を振興局及び関係の自治体と進めている状況です。

どういった復旧にするかに関しましては、今、協議中として、まとめ次第、対応をさせていただきますが、原状復旧に向けて努力しているところです。

速やかに復旧できるよう、関係先とも協議し、しかるべき対応を取るということで進めさせていただいているというのが現状です。

○露崎会長 くどいようですが、速やかにと言いますが、明らかにになったのは去年ですよ。本当に何も進捗がないという理解でこの審議会を進めてよろしいのですね。

○事業者（Sakura2 合同会社） 現時点で復旧に関しては進捗がございませんが、協議に関しては、逐次、進めさせていただいています。

○露崎会長 その内容を一切聞かされていないのですけれども、何か決まったことはないのか、差し支えない範囲でいいので、報告すべきことはないですか。

○事業者（Sakura2 合同会社） 基本的には、掘削した水路に関しては、全て埋め戻すこととしております。現在、現地が凍結しており、施工が難しい状態になっておりますので、解凍する時期を待って、これは春先になるかと思えますけれども、復旧に入らせていただきたいということで準備しているところでございます。

○露崎会長 戻せばいいというふうには私には聞こえなかったのですが、具体的にどのような復旧を考えているのかです。

○事業者（Sakura2 合同会社） 掘削した土砂については元に戻します。

水路については河川につながっていない状態です。末端の一部、川と接続する部分があるのですけれども、途中で水路と河川は分断する形を取っておりますので、中にたまっている水等については、ポンプアップ等をし、川に流れ出さないように対策をしつつ、埋め戻しをするという方針でございます。

○露崎会長 大筋は分かりましたが、ほかに付け足す説明等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 なければ、ただいまの説明も含め、委員の皆様からご質問やご意見等をよろしく申し上げます。

○事務局（石井課長補佐）

事務局ではありますが、最初に確認したいことがあります。なぜこの調査をこのタイミングでやらなければいけなかったのでしょうか。

○事業者（Sakura2 合同会社） かの地につきまして、今後、太陽光パネル等配置が可能かどうかを早い段階で確認させていただくため、要は、重機等が走行できるような土質性状かどうかを早い段階で調査することによって事業の方向性を見いだしたいというようなことで試験を実施したところでございます。

○事務局（石井課長補佐） 声が小さくて聞き取りにくかったので、もう一度お願いしたいのですけれども、何が通行可能かどうかを確認しようとしたのか、お願いいたします。

○事業者（Sakura2 合同会社） 失礼いたしました。

今後、太陽光発電所を建設するための工作重機、工事用の重機の走行が可能になるように現地を改変することができるのかを確認するための調査という位置づけで、事業の方向性を一番握ることでございますので、早い段階で調査を実施させていただいたということでございます。

○石井委員 道庁にも確認したいのですけれども、この計画段階の環境配慮書が出て、これから答申といたしますか、まだ答申が出ていない段階ですよ。ほかの事業者の行動を見て、今回の調査時期はどういうようなタイミングだと事務局は認識されておりますか。

○事務局（石井課長補佐） 今回はたまたま保安林でしたので森林法違反となっておりますけれども、環境影響評価法では事前調査は認められております。ただし、事業の事前着

工については手続が終わるまで着手してはいけなくなっております。

なお、今回の行為が事前着工に当たるのか、事前調査の範囲内に収まるのかについて、国で検討している状況と聞いております。

○石井委員 もし事前着工ということになれば、これはゆゆしきことだと思います。ただし、事前調査は認められているのですね。しかし、その場合でも、保安林に関して配慮が必要だったという理解でよろしいですか。

○事務局（石井課長補佐） 事前調査につきましては、環境影響評価法では、何でもかんでもではないですけれども、認められているものでございます。

ただ、それも関係法令、今回であれば河川法や森林法が関係しますけれども、それを当然守っていただかなければならないというのは大前提です。

○石井委員 事業者にお聞きします。

道庁には保安林の関連部局もあるのでありますが、釧路市のガイドラインなど、いろいろなものをご存じの上でやってしまったというのはどういうことなのでしょうか。

○事業者（Sakura2 合同会社） 先ほどお話を申し上げたとおり、私どもの認識が至らなかったということです。道からお示しいただいている保安林内でできる範囲のことを拡大解釈したといえますか、私どもに都合の良いような認識をしてしまったの行為だったということですか。

この点につきましては反省し、二度とこういったことが起こらないよう、十分に注意して今後進めさせていただきたいと考えております。

○露崎会長 これは明らかに森林法に関する違法行為だと思うのですが、私の感覚では、こういう事業をやっていたら、保安林で何かするときには許可が要するというのは一般常識として誰もが知っていることだと思っていまして、それを無視した理由を聞きたいのです。

なぜこういう経緯に至ったのか、どう拡大解釈したら可能だとしたのかを教えてくださいたいのです。

○事業者（Sakura2 合同会社） 法第34条第2項の作業許可の対象にならない行為について北海道庁から表でお示しをいただいております。そのうちの対象とならない行為で、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中での立木の更新または生育の支障とならず、かつ、掘削または盛土をしないか、または、一時的にした後、直ちに復元する行為は事前の作業許可の対象とならないとの例示がございましたので、今回の調査はお認めをいただける内容ではないかと捉えたということです。

立木の伐採は一切せず、また、私有地において地権者のご了解を得た中での調査ということですから、お認めをいただける範囲でないかという認識でしたが、その認識が甘かったということでございます。

○露崎会長 事前にもっと綿密な協議が必要だったということですね。

○事務局（石井課長補佐） 確認です。

今おっしゃった中に掘削をしないということが入っていたかと思うのですが、実際は水路を掘削したわけですよね。どうしてそのような認識の違いが生まれたのでしょうか。

○事業者（Sakura2 合同会社） 例示の中で、掘削については、一時的にした後に直ちに復元する行為ということでお認めをいただいているという例文でございましたので、今回の行為が一時的に掘削をして復元する行為に当たるのではないかと私どもは認識したところでございましたが、その認識が甘かったということでございます。

○露崎会長 一時的というのは解釈の問題になり、水掛け論になりそうなので、避けます。いずれにしても、違法行為になったということは、その読みが間違いだったということです。

こういうことは事前に公にしてもらわないと監視することもできませんし、非常に困った事態になりますので、これからも公開ということ意識してやってほしいなと私は思います。

今回の行為で地元の人には不信感をすごく募らせる結果になったと思うのです。我々も最初に必ず聞くことですが、住民との相互理解が再生可能エネルギーの事業を円滑に運ぶために重要な鍵になると思っていますのですね。でも、失墜した、あるいは、全くなくなった相互理解や信頼性をどのように復活させるといいますか、より良くしていく予定でしょうか、それをお聞かせください。

○事業者（Sakura2 合同会社） 前回、住民説明会がございまして、その時もこの話題がございましたが、もう一度、この件に関して住民説明会を開催させていただくとお約束をさせていただきましたので、再度、住民説明会をして、この内容について詳細にご説明しようと思っております。

○露崎会長 そんな答えは全然期待していないのです。それは、こういうことがあってもなくてもやるべきことの範囲のことで、そんな程度で相互理解が獲得できるとお考えですか。

○事業者（Sakura2 合同会社） まずはそこから、第一ステップとして……。

○露崎会長 では、具体的に言いますけれども、情報の公開性がすごく大事だと思うのです。住民説明会には必ずしもみんなが来られるわけではないので、そういう人だけを相手にしていても限界がありますし、回答を見てもいろいろと問題があります。

一番気になっているのは、インターネットでの情報公開をどの程度やるつもりでいるのかです。今回、トラブルがあったから公開期間を延長したと書いてありますけれども、肝心要の印刷、ダウンロードができない状態を改善するということは全く考えていないのですか。

○事業者（Sakura2 合同会社） ご要望があれば印刷やダウンロードができるように設定を変更することは可能です。

○露崎会長 では、今、要望していいですか。

○事業者（Sakura2 合同会社） はい。

○露崎会長 では、よろしく申し上げます。

もう幾つかの業者でそういうことができるようにしているところが増えつつあるのです。これから地域の住民の人と議論するためには、やはり、適切な情報の公開がすごく大事だと思うのです。幾つかの業者にアクセス数を聞いてみると、説明会に比べたら比較にならないくらいアクセス数があるので、そういうことをちゃんとやっていただけないと相互理解の展望が見えないと私は思っていますし、実際にそうだとおなずいておられるので、承服していただいていると思います。

それでは、そこはよろしく申し上げます。

○事業者（Sakura2 合同会社） はい。

○露崎会長 それでは、そのほかにございませんか。

○大原委員 掘削したところを埋め戻すというお話だったのですけれども、その掘削した土はどこかに置いてあるのでしょうか。そして、それを戻すということなのでしょうか。

○事業者（Sakura2 合同会社） 今、お話のとおりでございます。掘削したすぐ真横に仮置きしてある状態になりますので、そちらを元どおり埋め戻し材として使わせていただくという方向で振興局とは打合せを進めさせていただいているところでございます。

○大原委員 どこかから土を持ってきて入れるということではなく、そこにあったものを戻すということになるのですか。

○事業者（Sakura2 合同会社） おっしゃられるとおり、現地のを現地の元に戻す計画でございます。

○大原委員 この辺りは湿地だと思うのですけれども、置いてある場所は問題ないところだったのでしょうか。

○事業者（Sakura2 合同会社） 先ほど申し上げましたとおり、現状は、温度が非常に下がっており、凍結した地盤の状況でございます。仮置き場として何ら支障はない状況でございます。

○大原委員 今は、氷というか、雪の上に置いてあるので、下の植生にはあまりダメージはないということでしょうか。

○事業者（Sakura2 合同会社） 原地盤が凍って硬い状況になっておりますので、周りに影響を与えるような状況にはないものと考えております。

○事務局（道場主任） 事務局から補足をいたします。

私が現場を確認させていただいております。仮置きしている残土についても確認させていただきます。

確かに、湿地帯ですから、結氷し、地面は硬くなっているのですけれども、置いてある場所がヤチボウズが繁茂していた場所でした。その上に土を仮置きしてございまして、一部、掘った土がそのまま積み上がっていましたし、ほかでも積み上がったものをある程度成型して置いてありました。

○大原委員 今度は残土を置いて不法盛土しているということも出てくるのですが、お話を聞いていると、戻すときに重機が湿地を渡ることが起こり得そうで、かなり丁寧にやらないといけないのかなという印象です。

○事業者（Sakura2 合同会社） 承知いたしました。

ご指摘を踏まえまして、丁寧な復旧を行うように関係行政機関とも協議をしていくように十分留意いたします。

○露崎会長 復旧と言いますが、掘る前の地形はちゃんと記録されているのですか。元に戻すというからには、元がどうだったかが分からないと話にならないですよ。

○事業者（Sakura2 合同会社） そもそも地形等は、写真等の記録物が残っておりますし、基本、平坦といいますか、起伏があるような地盤ではございませんでしたので、掘った溝をそのまま埋め戻せば現況に戻るものと考えます。

○露崎会長 そこに関しては異論がありますが、置いておきます。

もう一つ気になるのは、ヤチボウズです。

これは北海道に結構多い、本州から来るとかなり喜ばれるような地形で、しかも、湿原の減少に伴ってどんどん減っている地形でして、何としても傷めつけないでもらわないといけないと思っております。

馬主来湿原の近くにヤチボウズの群生地があるのは有名な話で、馬主来湿原と同じくらいに大事な地形及び景観及び植生ですから、そこに残土を置いたというのは私個人としては嫌ですけども、置いてしまったものは仕方がないので、これ以上傷めつけないような措置をよろしくお願いします。

そのためには本当は水位の変動も測っていないと駄目なのですが、その辺は追々として。

そのほか、委員の皆さんからご質問やご意見、確認事項等はございませんか。

○先崎委員 今の大原委員の質問に関連するのですけれども、何月ぐらいに埋め戻されるのですか。2月や3月の雪が解けてからという理解で合っていますか。

○事業者（Sakura2 合同会社） 今、振興局とのご協議の中では、雪解けを待ちまして、4月頃になろうかという方向ですが、まだ決まったものではございません。

○先崎委員 もう一つ確認です。

私はあまり把握できていないのですけれども、これは事業地の中の湿地のところを掘削したという理解でよろしいですか。

○事業者（Sakura2 合同会社） 今回計画されているエリアの中での試験で間違いございません。

○先崎委員 この湿地についてはいろいろとコメントが出ていまして、私は鳥の研究をしております、タンチョウやオジロワシはそもそも開発に注意が必要で、重機を使って取りあえず戻せばいいということにはならないと思っております。4月は繁殖期ですので、復旧に当たって鳥類にどういった影響を与えるのか、事前にしっかりと考え、影響を与え

ないようにやらないといけないと思いますが、その点はいかがでしょう。

○事業者（Sakura2 合同会社） 承りました。

そうしたことも含め、振興局と復旧計画の協議を進めさせていただきます。

○先崎委員 私は内容が分からないのですが、この後にやろうとしていたアセスの調査と同等レベルの計画を立てた上で生き物への影響に配慮しながら復旧していくという理解でよろしいですか。

○事業者（Sakura2 合同会社） 施工に当たりまして、本来であれば、環境影響評価の調査をやった後ということですが、工事中のモニタリングみたいな位置づけが必要だと思いますので、施工時期がある程度定まりましたら、鳥類や生物の繁殖時期を調べ、また、その時期が妥当なのかどうか、必要に応じて現地で調査を行いながら施工を行うということを検討してまいりたいと思います。

○先崎委員 確実に実施していただくようお願いいたします。

もう一点、復旧工事を行ってから今回計画していた現地調査をやるという理解でよろしいでしょうか。

○事業者（Sakura2 合同会社） その予定でございます。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○鈴木委員 今の議論と関連するのですが、復旧そのものが誤った内容だと大変大きな問題になってしまいますので、復旧をなさる時には鳥類や湿地の専門家の方に立ち会っていただくのが良いかと思うのですが、そのような計画はありませんか。

○事業者（Sakura2 合同会社） まずは、配慮書でヒアリング対象とした先生方にその旨をご報告した上でご相談させていただければと考えております。

○露崎会長 配慮書を読んでいて私が感じた専門家の話です。

私は植物が専門ですが、植物の専門家は1名しか聞いていないですね。回答内容を見ると、どちらかというと、分類が専門の人だと思うのですが、植生のことにはあまり触れられておりません。でも、こういう貴重な自然のところの研究者がいないわけではないですし、専門家がそれぞれの分野で1名というのはあまりにも偏った中途半端な情報しか得ることができないので、同じ植物でも、分類専門の人、植生専門の人、修復や保全の専門の人など、複数の専門家にちゃんとヒアリングをしてもらわないと正しい判断ができないと思うのです。少なくとも、これ以降はそのようなことをやらないと、ますます不信感だけが募っていくのではないかと私は思いますので、よろしく願いいたします。

また、植物の専門家は配慮書の段階ではこれだけの文献で十分というようなことを答えていたと思うのですが、配慮書の段階が大事なポイントなのです。実は、ここは、いろいろな植生の調査研究をしている場所で、文献を調べたら植生関係はもっとたくさん出てくる場所です。そういうものからもここが研究対象となる理由だと分かりますし、いかに貴重な生態系かが嫌が上でも分かると思います。ですから、これから収集する予定

ですではなく、本当はもう既に始めていないとおかしいと私は思っていますので、そういうこともお願いします。

そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○事務局（石井課長補佐） 委員の皆様にもご認識をいただいた方が良いかなと思っていました。Q&A では質問しそびれていたのも、ここで事業者にお伺いします。

今回、事前調査として、地盤の強さ、重機が走行可能かどうかとを調べる必要があったということですが、そもそも、湿地の中という、そういうことを調べなければならない場所にパネルを置こうとするということについてはどのように認識されているのでしょうか。

アセスを行うということは環境に十分配慮して行うということで、重要湿地内で計画をされていること自体に非常に違和感を覚えるのですけれども、地盤が軟弱で、きちんと事前調査をやらないと計画が立てられないというところに計画をするということ自体についてはどのようにお考えか、教えてください。

○事業者（Sakura2 合同会社） ご指摘のように、環境省の重要湿地に選定されていることは認識しておりました。

極力、パネルを置かない方針で検討を進める予定としておりますけれども、事業計画上、必要な発電量を確保するため、場合によっては置かざるを得ない、そういった計画になることもあり得るかなという認識の下、計画を進めている状況でございました。

おっしゃるとおり、そもそもこの場所自体を選ぶことがどうなのかということもございますけれども、極力、避けた形での事業を進めてまいりたいという認識でこの場所を選定したといった経緯です。

○事務局（石井課長補佐） 地盤強度を確保するためには何らかの手だてを打たないといけないということだと思っておりますけれども、その時、湿原に対して重大な環境影響を及ぼさないのか、大丈夫な工法があるという目算があって計画されたのでしょうか。

○事業者（Sakura2 合同会社） まだ配慮書段階でしたので、具体的な計画も未定という状況でございました。

ご指摘のとおり、重要湿地に対する影響、生物だけではなく、水環境など、諸々への影響があるということについてですが、例えば、パネルを張るための架台の設置方法など、極力影響が少ない方法があるだろうという具体の方策まではまだ検討に至っておりません。そういった方策があるのだろうという前提で計画を進めたということです。

○事務局（石井課長補佐） 追加質問 1-4 で、今回の事業主は合同会社ということですが、実態がよく分からないということで質問をしておりました。

回答としては、親会社というか、大元にはドイツの会社があるということですが、ドイツというのは非常に環境に厳しい取組をされているかと思うのです。今回、こういう場所で事業を行うこと、さらに、違反行為をしたということで、本国から何か指示があったのか、本国の親会社ではどのように認識されているのかについてお知らせください。

○事業者（Sakura2 合同会社） 現状では、100%出資の法人であるシンガポールの法人と話をしております。

今回のことは本当に残念に思っておりますし、今後こういうことがないよう、近隣の人ともよくお話をし、理解していただく、もう二度と起こさないよう、細やかに行政の方と協議をしていこうということを言われております。

どうも申し訳ありませんでした。

○露崎会長 シンガポールの法人からはそういうことを言われたというのは分かりましたが、ドイツの会社からは何も言われていないのですか。

○事業者（Sakura2 合同会社） はい。

○露崎会長 はいというのは、どちらですか。

○事業者（Sakura2 合同会社） シンガポールの法人です。

○露崎会長 ドイツの親会社とは何のコンタクトもないのですか。

○事業者（Sakura2 合同会社） そうですね、私の直属の上司がシンガポールの者で、ドイツの者とは話していません。

○露崎会長 よく分からないので、後で調べさせていただきます。

そのほかにご質問やご意見等はございませんか。確認したいこともたくさんあるかもしれませんが、そちらもよろしく願いいたします。

○大原委員 ほかのところでも言っているのですが、資料 1-1 に文献資料一覧に北海道環境のデータベースを使ったというリストがあります。どのような検索をして、この種のリストが検索結果として出てきたのかが、書いていないのです。データベースを使ったことは分かるのですけれども、どうやってこの昆虫などの生物リストができたのか、分かるように記載していただければと思います。

○露崎会長 そのほかにご意見やご質問等はございませんか。

○先崎委員 話が戻るかもしれないのですけれども、アセス図書に記している調査で環境影響評価を報告するということになると思うのですけれども、今回の違法掘削の影響はどのように評価して事業に反映されていくのでしょうか。もう掘ってしまっただけで、影響なしだということにならないと思うのです。

○事業者（Sakura2 合同会社） 既に地形を改変してしまっているというのは事実でございますので、当然、その範囲も今後の環境評価の調査の中で調査いたします。ただし、改変前の環境の現状を把握することが不可能な状態でございますので、隣接する周辺地域の調査結果を整理し、今回、改変してしまっただけの区域について、こういった状況であったのだらうという推測にはなりますけれども、そういった情報をその場所に当てはめることで環境影響評価の図書をまとめていきたいと考えております。

○先崎委員 どのようにそれを計画に反映されるのでしょうか。

○事業者（Sakura2 合同会社） 環境影響評価の方法書で調査方法を抽出することになるかと思いますが、申し訳ございませんが、今この時点では明確にお答えできるもの

を持ち合わせておりません。検討し、方法書に記載させていただければと思います。

○先崎委員 今回のことに関しては不要だった影響だと思うのですよね。本来あってはならないものですので、これに関しては確実に補償するというようなスタンスで取り組まれるのがよいかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者（Sakura2 合同会社） 今のお話は代償措置を行ってほしいということでしょうか。

○先崎委員 ほかにも幾つかあるかもしれないですけれども、それも案の一つです。

○事業者（Sakura2 合同会社） 今助言していただいたことを踏まえ、方法書でどのようにすべきかを検討させていただければと思います。

○先崎委員 事務局としてはそれでもよろしいですか。私としては、かなり強く確実に補償するということを要求できるならやっていたきたいと思っています。

○事務局（石井課長補佐） この事業につきましては、この後、答申文（案）をお示しさせていただきますので、そこで改めてご確認をいただければと思います。それについても考えた答申文（案）にしております。

○露崎会長 私から意見です。

先ほどのご説明で、水への影響、植生への影響を個別に調べるのは結構なことだと思うのですけれども、相互作用をもう少し考えてもらわないといけないと思っています。湿原ですから、水が変われば植物も変わります。水が変わっただけで植生が変わらないなんてことはあり得ません。

しかも、水は、ほかのアセスだと濁度しか測りませんが、こういう湿原では、EC や pH や栄養塩など、ほかの化学的水質が大事ですよ。ここは高層湿原的植物も生えているのですけれども、下手に富栄養化、それこそ、掘削して攪拌し、有機物が土の中から浮いてきたりしたら貧栄養性の植物は消えてしまうのです。ですから、何かが変われば植物も変わるというような環境が成り立っているすごくセンシティブな生態系のところですから、それをちゃんと把握できるようにしていただきたいのです。水が変わったけれども、植生は変わりませんなんていうのは信用しませんので、ちゃんとそういうことが分かるような測定をしてください。

ほかにご意見や質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等がないようですので、事務局から答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（川村係長） 資料 1-3、資料 1-4 について説明させていただきます。

まず、資料 1-3 をご覧ください。

本事業の関係市町村は、釧路市と白糠町です。

まず、釧路市長からの意見ですが、森林法及び釧路市普通河川管理条例に対する違反行為を行われたことや、釧路市は、かねてより、自然との共生などをうたう環境都市を掲げ

ていることなどが記載されており、3段落目では、本事業の推進に当たり、市からの助言を受けていたにもかかわらず、違反行為が発生し、今後、地域住民の理解が得られるか、懸念する意見などが記載されています。

また、5段落目では、事業実施想定区域が釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに基づく設置するのに適当でないエリアである保安林などが含まれることから、計画の中止を含め、抜本的な見直しの検討を求める区域であることを踏まえ、これまでに市における環境への取組が最大限尊重されるものとなるよう重ねて要望するとされています。

裏面に行きまして、白糠町長からの意見ですが、周辺住民の理解が必要不可欠であること、専門家等からの助言を得ながら適切に調査や評価を行い、その結果を本事業の規模等に反映すること、環境保全に最善の措置を講じられることなどについて記載されています。

関係市町長意見については以上になります。

続いて、資料1-4の答申文（案）たたき台についてご説明します。

本事業は、太陽電池発電所としては初めての審査案件ですが、基本的な流れは風力発電所の場合と同様としております。

まず、前書きについてですが、1段落目に事業概要を記載しており、風力の場合と同様に、事業実施想定区域が所在する市町村、区域の面積、発電所の最大出力を記載したほか、土地の改変面積に関する諸元として太陽光パネルの枚数を記載しました。

2段落目は、1の総括的事項や2の個別的事項の記載内容を踏まえ、地域特性について記載しております。

3段落目は、風力の場合と同様に、以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避または十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

次の4段落目は、本事業特有の意見と考えておりますが、森林法に違反する行為が行われたことから、関係法令遵守の徹底を求める意見を記載しております。

次に、1の総括的事項についてです。

(1)は、風力発電所に対する意見では通常記載していない内容ですが、本事業では、太陽光パネルの配置について三つの案が検討されていますが、いずれの案も配置検討エリアに重要湿地が含まれていること、今後、位置や規模等の熟度を高めたとしても計画の出力規模では検討の範囲が限られることについて指摘し、事業実施想定区域及びその周辺の現況及び各環境要素の重要性について改めて認識し直し、必要に応じて事業計画の抜本的な見直しを行うこととしております。

(2)は、1段落目、2段落目で風力発電所に対して通常記載している内容であり、2の個別的事項の内容を十分に踏まえるなどにより適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させ、場合によっては、事業規模の縮小など、事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避または低減することを求めています。

3段落目は本事業特有の意見と考えておりますが、水路掘削を行ったことに対し、その

行為による影響の予測及び評価の実施を求めるとともに、その結果を方法書に記載することを求めています。

(3) は、風力発電所でも事業実施想定区域の設定に関する説明が分かりにくい等の場合に付している意見ですが、本図書については、1次質問において日射量及び積雪条件に対する考えを確認しているほか、事業実施想定区域に重要湿地及び保安林が含まれていることに対する説明が不十分であることから、方法書では分かりやすく記載することを求める意見です。

2ページに行きまして、(4) は、釧路市のガイドラインを踏まえ、同市と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすることを求める意見です。

(5) は、風力発電所で、通常、相互理解の促進を求める意見を付していることから記載した意見ですが、釧路市長及び白糠町長からの意見を踏まえ、本事業特有の意見として、関係機関への確認不足により昨年12月に事業実施想定区域内で水路掘削を行い、森林法違反に至ったことも踏まえとしております。

(6) は、風力発電所で通常記載している図書の公表に関する意見ですが、本図書については、縦覧期間終了後も事業者のウェブサイトで閲覧が可能とされているため、情報公開に関する一定の配慮が行われているとした上で、印刷やダウンロードを可能とすることなど、さらなる利便性の向上を求めています。

次に、2の個別的事項についてです。

(1) 水質については、計画段階配慮事項として選定されていませんが、事業実施想定区域内には汽水湖の上流域を含んでおり、重要湿地である馬主来沼が存在することから、影響が懸念されるため、影響の回避または十分に低減することを求めています。

(2) 地盤については、発電所アセス省令では、土地の安定性について、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地を対象としているのに対し、本図書では、重要湿地に太陽電池パネルを設置するとの配置計画が示されています。このため、本配慮書では、太陽光パネルの配置検討エリアはいずれも傾斜地ではなくとした上で、土地の安定性への検討に当たっても重要湿地への影響を回避または十分に低減することを求める意見としています。

(3) 反射光については、太陽光パネル配置検討エリア周辺に住宅等が存在していることから、影響の回避または十分に低減することを求めています。

(4) 動物、植物及び生態系についてです。風力発電所の場合、バードストライクやバットストライクが想定されることから、動物は一つの項目としていますが、太陽電池発電所の場合はそのようなことが想定されないため、動物、植物及び生態系を一つの項目として記載しました。

まず、アは動物についてですが、専門家ヒアリングにおいて繁殖の可能性についての意見があったオジロワシとタンチョウを挙げ、そのほかにも希少な動物の生息に関する情報が得られているため、影響を回避または十分に低減することを求めています。

次に、イは植物及び生態系についてですが、風力発電所の場合と同様に、重要な自然環境のまとまりの場として、重要湿地である馬主来沼、植生自然度の高いヨシクラスやハンノキ群落等、保安林があることから影響を回避または十分に低減することを求めており、「特に」として、区域の大部分を占める保安林について、関係機関と事前に十分協議した上で事業計画を検討することを求めています。

次に、ウですが、1段落目では、風力発電所で通常付している意見と同様に、注目種について影響を回避または十分に低減することを求めており、3ページに入りますが、「特に」以下は、本事業特有の意見として、重要湿地である馬主来沼における生態系について、影響の回避を前提に検討することを求めています。

2段落目は、本事業特有の意見です。

2の個別的事項（1）水質では、発電所アセス省令における水質の対象とされている水の濁りについて意見しておりますが、湿地は、栄養塩などの水質等の環境変化に鋭敏に反応することを踏まえ、重要湿地である馬主来沼の生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

次に、エですが、風力発電所と同様に、動物、植物に関し、重要種を的確に把握し、影響を回避または十分に低減することを求める意見ですが、本図書では、先ほど資料1-1の説明でも触れたとおり、専門家ヒアリングで指摘された文献について精査中であることなどから、「文献調査を補完し」との文言を追加しております。

続いて、（5）景観については、アでは、風力発電所と同様に、重要な眺望点について、ほかに選定すべき眺望点がないか改めて検討の上、影響を回避または低減することを求める意見です。

次に、イでは、景観資源である馬主来沼に対する意見であり、直接的な影響を受ける可能性があることから重大な影響が懸念されること、また、主要な眺望点である馬主来自然公園からの眺望景観に太陽光パネル等が介在することについても重大な影響が懸念されることから、影響を回避または十分に低減することを求めています。

最後に、（6）廃棄物等についてです。風力発電所では、施設の存在による廃棄物等については参考項目とされていないことから、通常、意見を付していませんが、太陽電池発電所では、事業終了後に工作物の撤去または廃棄が行われることが予定されている場合、産業廃棄物の発生が想定されることから、参考項目として設定するとされていることから、発生抑制や発生した場合にはリサイクルに努めることなどを求め、影響を回避または十分に低減することを求めています。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見、確認事項等をお願いいたします。

1の（6）については、印刷、ダウンロードをできる状態にさせていただけると確約して

いただきましたが、文章としてはこのまま残しておいてよろしいですか。

○事務局（川村係長） 残します。

○露崎会長 では、よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

○石井委員 そろそろ退席しなければいけないので、最初に口火を切らせていただきます。

通常の答申文ですから、いろいろと配慮が必要なことは分かるのですが、今回、起こるべきではない違法行為が行われたということに関し、一応、触れてはいますし、私のこの気持ちを言っているのかどうかは分かりませんが、答申（案）にできるだけ審議会の皆さんのご意見等を反映すべきという観点から述べさせていただきます。

1 ページの総括的事項（2）の最後で、「当該行為による影響の予測及び評価を実施し、方法書にその結果を記載すること」ぐらいしか書けないのか分かりませんが、気持ちとしては、先ほど皆さんから出た原状回復について、起こってしまったことに対する影響を評価し、原状回復方法について評価し、予測し、適切な方法で実施するとともに、その影響はどうだったかということを確認することまでしっかりと行われて、方法書を待たず、関係者あるいは地元の方にしっかりと説明されないと、本来、この事業はこれ以上進めてはいけなないと考えます。

逆に、原状回復に問題があった場合、これも何らかの責任を取ってもらわなければいけませんけれども、もはや、この事業に地元の方の理解が到底得られるとは考えられないですし、得ることは非常に厳しいと思います。

ここに書けることと書けないことがあるのですけれども、私の意見として酌み取っていただければ幸いです。

○事務局（川村係長） 今、記載している内容としては、水路の掘削に関する影響への予測評価のみであるということに対して、原状回復の適切さを求める意見、そして、原状回復の内容に対しても影響の予測及び評価が必要ではないかということ、また、方法書にその結果を記載するだけでなく、方法書を待たずに公表することも求められないかといったご意見だったと思いますけれども、どこまで盛り込めるかを検討し、文言についても後日にご相談をさせていただければと思います。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

○大原委員 2-4 のアについてです。

風力発電の場合には猛禽類がぶつかるといふようなことがあるとおっしゃっていて、太陽光発電ではそのようなことはないというご説明をいただいたのですが、水生昆虫は太陽光パネルを水面と間違え、飛び込んでくる場合があります。また、カゲロウのような水生昆虫は間違えてそこに卵を産むこともあって、池や水域の近くに太陽光パネルを置くことによつて生物が誤認するということが起こります。水生昆虫や野鳥が飛び込んでくるという話も聞いたことがあるんですけれども、そういったことに対する配慮が必要かなと思います。

こういった文言を入れられるかは分かりませんが、風力発電では問題があるのだけれども、パネルではないというご説明があったので、気になりました。

○事務局（川村係長） アにつきましては、動物全般に対する意見と考えていまして、今回は、オジロワシ、タンチョウという2種については、たまたま鳥類になるのですけれども、図書に記載されている専門家ヒアリングで繁殖が指摘されている種を代表例、地域の特徴的な種として挙げさせていただいたところです。

また、希少な動物には昆虫類を含めてと考えていたところですが、昆虫について何か特出しで意見を付したほうがいいということでしょうか。

○大原委員 生息環境の変化などの影響に含まれているということであれば、そうかもしれませんけれども、特に水場に近いところですから、そういう記載があってもいいかなということ。特段、昆虫だけということではないですので、もし考えられるのであればお願いいたします。

○事務局（川村係長） この地域には、湿地もあり、汽水湖である馬主来沼もありますので、水場に近いということ意見を意見の中に盛り込むに当たって、後日、文言については、またご相談させていただければと考えますので、よろしくお願いいたします。

○大原委員 水面と誤解をしてしまって野生生物に影響が出るということが問題だと思いますので、それが反映できればいいと思います。

○露崎会長 鳥の専門の先崎委員に確認いたしますが、今の件に関し、鳥でもあるのではないかという話もありましたけれども、どうですか。

○先崎委員 水面と間違っ下りるなど、事例自体はあると言われてます。

○露崎会長 必要があったらまた聞くかもしれませんので、よろしくお願ひします。

そのほかにご質問やご意見、確認事項等はございませんか。

○先崎委員 先ほど質問した点は、総括的事項の2の最後で、石井委員の意見に私も賛成でして、補償の話など、できるだけ具体的に、かつ、強めに書いていただきたいと思ひます。

先ほど事業者は当該行為の影響評価を先にやると言われていたもので、この事業をやる前に違法行為の影響の評価、予測、それから、代償措置の結果などを確実に示してくれないかというようなことを記載できないでしょうか。しっかりと順番どおりやってほしいといひますか、これは同時進行とせず、しっかりとやってほしいという意図です。

○事務局（川村係長） 最後で方法書にその結果を記載することとしたところです。

○先崎委員 それをやった後になるということですね。

○事務局（川村係長） そうですね。ここで、今、具体的に文言に上がっているのは掘削の影響によるものだけですが、先ほど石井委員からいただいたご意見を踏まえると、その後の原状回復等も含め、予測及び評価をしっかりと実施し、その内容については、少なくとも、方法書、次の段階の調査手法を公表するときには結果が出ている状態にすることを求める意見とさせていただいておひます。

○先崎委員 できれば、代償措置について、やれと書かなくてもいいかもしれないですけども、検討してほしいということです。要は、予測と評価をすればいいというだけではなく、代償措置も必要に応じて検討して公開してほしいというようなことまで可能であれば書いていただきたいと思います。

○事務局（川村係長） 先ほどの石井委員の意見と併せ、内容について改めて検討した上で委員の皆様にご確認をお願いしたいと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○澁谷委員 今回の答申文は、通常と違い、事務局の方々が非常にご苦労されて作成されたのだと思います。

ただ、ここは環境の改変に脆弱なセンシティブな湿原ですので、正直、こういうところにこういう工事計画が出てくること自体が個人的には理解できません。環境が変わり、湿原自体が変わってしまったら二度と戻せない場所である、非常に脆弱な場所であると思います。

そのことを踏まえると、1の総括的事項（1）の最後に、「必要に応じて事業計画の抜本的な見直しを行うこと」ということで、通常はあまり見ない強い文章としていただいているのですが、個人的にはこれでもまだ足りないかなと考えておりますし、環境影響を回避して十分に低減するという文章がずっと並んでいますので、イメージとして何か弱いのではないかなと思います。湿原の環境改変に対する脆弱さを考えると、できれば計画の地域を見直してほしいと個人的には思っています、例えば、事業計画を抜本的に見直すというような表現を最初のところに入れられないかなと思っています。

最初の3段落目の「以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、あるいは、必要に応じて抜本的な見直しを行うため」というような表現では強過ぎるでしょうか。個人的には、それぐらいの表現を入れていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（川村係長） 前書きの3段落目は定型で、今まで変えたことがなかった部分であり、どのように変更するかということについては即答できませんが、委員の方々から、この場所で事業をやることについてかなり厳しいご意見をいただいていますので、何らかの文言を追加することを前提に検討させていただき、後日、メール等でやり取りさせていただければと思います。

○露崎会長 記憶が定かではないのですが、昔、「地域の見直しを含め」という言葉を入れたことがありませんでしたか。

○事務局（川村係長） 過去のものをもう一度確認します。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問がないようですので、本日ご審議をいただきました（仮称）HOKA7 太陽光発電事業計画段階環境配慮書についての答申文（案）に関

しましては、まず、1の(1)の総括的事項の内容について、必要に応じて事業計画の抜本的な見直しを行うことでは弱いということで、もう少し強い言い方での答申文にすること、1の(2)の一番最後の段落の「また、本事業については」以降は、石井委員、先崎委員の意見を取り入れて、原状回復、方法書以前の段階でも可能であれば発表する、代償を検討する等を記載する修正を行うということ、もう一枚めぐりまして、個別的事項の(4)の希少な動物の例のところ、水生昆虫についても特出しするかどうかを検討し、必要に応じ修正するという3点が今後の調整になりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、後日、事務局のとの協議の上、私から知事に答申を行います。

Sakuru2 合同会社の皆様につきましては、出席、説明、質疑応答に対応していただき、誠にありがとうございました。

どうぞ、ご退室ください。ご苦労さまでした。

[事 業 者 退 室]

○露崎会長 それでは、これより議事(2)に移ります。

本日が1回目の審議となります(仮称)北海道檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局(菅原主任) まずは、事業概要のご説明をいたします。

(仮称)北海道檜山沖洋上風力発電事業の濃い水色の図書をご覧ください。

表紙に記載がございますとおり、事業者は北海道洋上風力開発合同会社となります。

本配慮書は、12月5日付で受理いたしまして、本審議会には12月15日付で諮問させていただいております。

なお、知事意見については、事業者から送付日の翌日から115日程度を期限として求められております。

なお、受理した12月5日から115日後は、3月29日となっております。

縦覧期間は12月8日から1月15日までとなっております。一般意見の募集も1月15日までとなっております。現在は終了している状況でございます。

初めに、事業内容についてご説明いたします。

まず、図書の3ページをご覧ください。

事業実施想定区域は檜山沖の洋上に位置しまして、区域の面積は約3万4,614ヘクタールとなっております。この区域内に単機出力1万キロワットから2万4,000キロワット程度の風力発電機を最大135基設置しまして、最大出力150万キロワットの発電所を設置する計画となっております。

そして、一番下ですが、関係市町村としては、島牧村、せたな町、今金町、八雲町、乙部町、江差町、厚沢部町、上ノ国町、松前町、奥尻町の計10町村となっております。

1枚めくっていただきまして、図書の4ページをご覧くださいますと、区域が地図上に示されておりまして、せたな町から八雲町の沿岸部、そして、江差町から上ノ国町の沿岸部に区域が設定されていることが分かります。

次に、図書の8ページからをご覧くださいますと、本区域は、再エネ海域利用法に基づいて有望な区域として整理されました北海道檜山沖に位置するように設定したと記載されております。また、区域の設定に当たりまして、風況や漁業権、法令等による規制や住宅や藻場などを確認の上、区域を設定したとされています。

なお、風力発電機の設置予定範囲と海岸線との最短距離は500メートルとなっております。

これらの確認の状況については図書の11ページから63ページにわたって記載されております。

次に、65ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要ですけれども、基礎構造は着床式が検討されておりまして、ローター直径が最大287メートル、最大高さは平均水面より最大317メートルとなっております。

なお、海底ケーブル等の送電線や変電施設については、1枚めくった67ページにあり、現在検討中とされております。

次に、71ページから73ページをご覧ください。

こちらは区域周辺の他事業についてですが、71ページのものは既設もしくは工事中の風力発電所となっております。

72ページのものは、環境影響評価手続中の洋上風力発電事業であり、本年度の6月や7月頃に審議していただいております（仮称）檜山沖洋上風力発電事業等が記載されております。

こちらに関しまして、説明が前後するのですが、資料2-2で訂正が入っております。一覧の表が69ページから記載されているのですが、10番の新島牧ウインドファームがリプレースされ、4,300キロワット、1基になったということです。また、一番最後の一つ前の審議会まで皆様にご審議をいただいております（仮称）黒松内町風力発電事業が図郭内にあったけれども、反映されていないということで、そちらを反映した図が別添資料に記載されておりますので、適宜、ご参照をいただければと思います。

それでは、図書に戻って、次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況について簡単に

説明してまいります。

まず、動物について、153 ページをご覧ください。

こちらは、環境省 EADAS センシティブリティマップの注意喚起メッシュの陸域版となっております。チュウヒやオジロワシの生息等によりまして、A3 に指定された注意喚起メッシュが区域内に存在しております。

また、1枚めくっていただきまして、155 ページをご覧くださいと、海域版の注意喚起メッシュが掲載されており、カモメ類及びウトウの洋上分布等により、注意喚起レベル4となるメッシュが区域内に存在しています。

また、160 ページをご覧くださいと、区域上に夜間の渡りのルートが存在していることが示されております。

次に、182 ページをご覧くださいと、本区域は弁天島と松前小島を中心とするマリン IBA がそれぞれ区域と重複しております。

次に、241 ページをご覧ください。

こちらは動物の注目すべき生息地でございますけれども、生物多様性の観点から重要度の高い海域が図中に示されておまして、茂津多岬周辺や尾花岬周辺等の海域と重複しております。

次に、植物について、266 ページから 273 ページまでをご覧ください。

事業実施想定区域内に多数の藻場が存在しておりますが、その多くは風力発電機の設置予定範囲外となっております。271 ページの 454 番等、一部の藻場については、風力発電機の設置予定範囲内にも分布していることが記載されております。

また、285 ページから 288 ページにおきまして重要な自然環境のまとまりの場がまとめられていますけれども、285 ページにおいて狩場茂津多道立自然公園及び檜山道立自然公園が区域と重複しております。

次に、住宅等の位置につきまして、356 ページから 363 ページをご覧ください。

地図上に置かれたオレンジ色の点が住宅等を示しております。また、同じ図に大きめの色ポツがございまして、学校や医療機関、福祉施設の位置が示されております。

ページが飛びまして、465 ページの表 4.3-4 におきまして、風力発電機の設置予定範囲からの距離別に住宅等及び各施設の分布状況が示されておまして、1 キロメートル以内の範囲に住宅等が 3,327 戸、1 キロメートルから 2 キロメートルの範囲では計 5,196 戸存在しているほか、1 キロメートル以内の範囲に学校が三つ、医療機関が四つ、福祉施設が二つありまして、また、1 キロメートルから 2 キロメートルの範囲では、学校が 12、医療機関が五つ、福祉施設が 20 あることが記載されております。

次に、景観について、562 ページをご覧ください。

こちらは、垂直視野角 1 度以上で視認される範囲内の主要な眺望点を整理した表であり、これらの地点と可視領域を重ね合わせた図が 590 ページに記載されております。

また、595 ページからは主要な眺望点からの見え方の大きさがまとめられておまして、

垂直見込角が最も大きくなる地点は 10 番のせたな町太田神社の定灯籠で、31.4 度とされています。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場の状況につきましては、ページが少し戻りまして、298 ページをご覧ください。

海岸及び海水浴場については事業実施想定区域と重複するが、風力発電機の設置予定範囲にはこれらは存在しないことが記載されております。

次に、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

444 ページをご覧ください。

こちらは、選定の表となっております。影響要因の区分の工事の実施による環境影響については方法書以降の手續において取り扱うとの考えから選定されていません。一方、土地または工作物の存在及び供用に関する項目としまして、騒音、風車の影、陸域及び海域の動物、海域の植物、景観が選定されております。また、447 ページから、調査、予測及び評価の手法及び評価方法の判定基準について、選定された環境要素の区分ごとにまとめておりますので、適宜、ご参照をいただければと思います。

そのほか、511 ページから 518 ページに動物に関して、また、558 ページに植物に関しての専門家等への意見聴取の内容が記載されておりますので、こちらも適宜ご参照をいただきますようお願いいたします。

最後に、599 ページから 601 ページをご覧ください。

こちらは評価の結果を整理した表となっておりますが、陸域の動物でコウモリ類及び鳥類以外の種、また、主要な眺望点及び景観資源については、直接的な変化が生じないため、重大な影響はないと評価されておまして、海域の植物の重要な種については重要な種が確認されなかったことから直接変化による重大な影響はないと評価されております。

一方、騒音、風車の影、コウモリ類、鳥類、海域の動物、藻場、主要な眺望景観の変化については、影響が生じる可能性があるとしつつも、いずれの要素においても重大な影響の回避または低減は可能であるという評価が記載されております。

以上が事業の概要説明となります。

また、本事業について事務局が行いました 1 次質問を資料 2-1 にまとめておりますので、幾つか紹介してまいります。

また、先ほどご覧いただきました資料 2-2 については資料 2-1 の補足資料ですけれども、今回の資料 2-1 の説明には用いませぬので、適宜、ご参照をいただきますようお願いいたします。

資料 2-1 の 2 ページの質問番号 2-7 をご覧ください。

風力発電機の設置予定範囲が有望な区域よりも広く取られていることに対して理由を質問しました。これに対して、事業者からは、ひやま漁業協同組合と協議を行い、海面共同漁業権の単有の範囲を事業実施想定区域とすることで合意したため、今回、広めの区域としているとのことです。

次に、6ページの質問番号4-10をご覧ください。

騒音及び風車の影について、施設等からの距離に留意して風力発電機の配置及び機種を検討すると記載されているけれども、現段階でどの程度離隔することを考えているのか、また、風車諸元を変更する可能性もあるのかを質問するとともに、本事業は着床式を検討していますが、設置予定範囲の中には水深が深い箇所も多く、配置検討によって十分な影響の回避または低減が可能なのかといった質問をいたしました。これに対して、事業者からは、現段階では機種や配置が確定できないため、離隔距離については検討中であり、影響を評価する段階で機種と離隔距離を含む配置を考える、また、陸からの離隔が十分に取れない場合は、配置検討を含め事業計画を検討し、環境への影響を回避または低減することです。

次に、同ページの一番下の質問番号4-14をご覧ください。

専門家から鳥類の採餌等への影響を考慮し、風力発電機設置予定範囲は最低でも1キロメートル程度は離岸することとの意見があったにもかかわらず、離岸距離が500メートルだったことについて、本意見をどのように捉えて離岸距離を500メートルと設定したのかを質問いたしました。これに対して、事業者からは、事業計画の早期段階においては、事業の可能性を検討するため、配慮書段階では風力発電機の設置予定範囲を海岸から500メートル以上とした、鳥類への影響については、現段階でお示しできる可能な離隔距離を確保することにより、現段階で可能な環境配慮がなされていると考えているとのことです。

最後に、7ページの質問番号4-17及び質問番号4-18をご覧ください。

景観について、本事業は海岸に沿って南北に長く区域を取っていることのほか、高台の地形から区域を見下ろす眺望点もあることから、垂直視野角による評価手法のみならず、水平視野や俯瞰景への対応が必要ではないか、また、垂直視野角にしても30度以上の眺望点がある中でどの程度まで影響を低減することを想定しているのかを質問しました。これに対して、事業者からは、水平視野角や俯瞰景に関して、風力発電機を想定した評価指標の知見は確認できておらず、今後も最新の知見の収集に努めるとしたほか、見下ろす位置関係となる眺望点においては、現地調査を実施し、標高差を考慮したフォトモンタージュを作成すること、また、水平視野角については、準備書以降で示す旨の回答があったほか、配慮書時点の垂直視野角については、事業実施想定区域と眺望点との距離において計算したものであり、設置位置は今後により絞り込まれること、また、地形や建物等によっても遮蔽されることなどで実際の角度は予測よりも小さくなると考えている、また、景観への影響については垂直視野角のみではなく、利用状況や眺望点等も考慮して評価するため、方法書以降の手續において現地調査を実施し、利用状況や眺望方向を考慮した予測結果を踏まえた環境保全措置を検討するとのことです。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上とさせていただきます。

今後、委員の皆様には、事業者への2次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただくことになるかと思っておりますので、ど

うぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまのご説明について委員の皆様からご質問やご意見等をお願ひいたします。

○**押田委員** このエリアでどうしても引っかかってくるのはコウモリ類で、コヤマコウモリという固有種について、具体的な種名を挙げての一言のお尋ねをしていただけるといいなと思います。結構開けているところを飛びますので、記録があるかどうかは定かではないのですけれども、引っかかる場所ですので、注意をしていただきたいということとして、何か考えられていることがあれば伺っていただけるといいかと思いますが、いかがでしょうか。

○**事務局（菅原主任）** ご意見をありがとうございます。2次質問にて事業者に質問してまいりたいと思います。

○**露崎会長** ほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** ほかにご質問がございませんので、本議事についての審議を終わります。

それでは、これより議事（3）に移ります。

本日2回目の審議となり答申を予定しております（仮称）北海道石狩市洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から事業概要の説明及び主な2次質問とその事業者回答の報告及び答申文（案）たたき台等の説明をお願ひいたします。

○**事務局（下田主事）** まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明させていただきます。

薄い赤色の図書をご用意ください。

まず、2-2-2 ページをご覧ください。

赤枠が事業実施想定区域で、石狩湾新港より北側、石狩市及び小樽市沖の沿岸から約2キロメートルから5キロメートルの水深40メートル程度沖合までの範囲となっております。

2-2-9 ページには漁業権区域の確認結果が図示されておりまして、一部重複していることが確認されております。

2-2-13 ページをご覧ください。

事業実施想定区域の周辺に暑寒別天売焼尻国定公園が存在しております。また、2-2-15 ページにおきまして、事業実施想定区域の周辺となる沿岸部に藻場があることが確認されておりまして、また、マリーンIBAと一部重複しています。

2-2-17 ページをご覧ください。

事業実施想定区域から2キロメートルの範囲が赤色の点線で囲まれております。この範囲内に学校等の配慮が必要な施設や住宅等はなく、最も近い住宅等までの距離が約2.3キ

ロメートル、福祉施設等の配慮が必要な施設とは約 2.5 キロメートル離れております。さらに、2-2-19 ページに石狩市のゾーニングエリアが示されておりまして、事業実施想定区域は環境保全エリアと重複しています。

2-2-21 ページに発電機の概要が示されております。基数は最大で 67 基、基礎構造は着床式で、海水面からの風力発電機の高さは最大で約 300 メートルとされております。

2-2-24 ページ、25 ページをご覧ください。

周辺の他事業が表で示されておりまして、26 件との記載がありまして、8 番までが稼働中の事業となります。また、計画中の 18 件のうち、10 件は石狩沖エリアにおける洋上風力発電事業となっております。

簡単ではございますが、事業概要についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明に移ります。

まず、資料 3-1 の事業者への質問事項とその回答について、抜粋して説明いたします。

資料 3-2 は事業者回答の別添資料となりますけれども、本資料についての説明は割愛させていただきます。

それでは、資料 3-1 の 3 ページの下から 3 段目の質問番号 2-3 をご覧ください。

事業実施想定区域と石狩湾海域協定航路の一部が重複していることについて、方法書段階で区域から除外される見込みかを質問しております。これに対して、事業者からは、方法書の段階において関係機関、船舶関係者等へのヒアリング、協議を行い、通航船舶の現状を把握の上、航路を除外することを含め、再エネ海域利用法による促進区域の指定状況も勘案しながら区域の絞り込みを検討いたしますとのことです。

次に、4 ページの質問番号 2-8 をご覧ください。

2 次質問において、絶滅危惧種のアカモズをはじめとする動物種や海浜性昆虫、河川や砂防区域等へのケーブルや変電施設等の関係施設の設置や工事に伴う影響について質問しております。これに対して、事業者からは、石狩浜で繁殖を行うアカモズについては配慮すべき重要な種として認識しており、方法書以降の手續においては、アカモズの環境保全に取り組んでいる関係団体、研究者から、資材搬入などの作業における留意点等、適宜、意見を仰ぎながら生息に影響が生じないように努めていくこと、また、海浜性の昆虫類についても、施設による影響が生じないように、専門家の助言を踏まえて現地調査を行って把握に努めますとのことです。さらに、海岸保全区域や一般公共海岸区域、河川や砂防区域等の位置や指定状況を把握し、想定される影響を考慮の上、発電施設等の設置を検討いたしますとの回答をいただいております。

資料 3-1 及び資料 3-2 についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 3-3 の関係市町長の意見についてご説明いたします。

本配慮書の関係市町村は、石狩市、小樽市、札幌市及び当別町の 4 市町となります。

まず、石狩市長の意見から概要をご説明いたします。

こちらは、総括的事項と個別的事項の順に記載があります。

総括的事項は、風力発電事業との累積的な環境影響評価を実施すること、ウェブ上での縦覧期間の延長や印刷を可能とすることなどを求める内容となっております。

個別的事項については、騒音及び超低周波音、風車の影、陸域と海域の動物、海域の植物、景観について述べられておりました、それぞれ、最新の知見や専門家の助言を踏まえて適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を十分に回避または低減することが述べられております。

最後の景観については、垂直見込み角から判断される圧迫感だけではなく、眺望点の利用特性を十分に把握した上で予測、評価を実施することが記載されております。

続きまして、小樽市長からの意見についてです。

1 から 13 までであるので、かいつまんで紹介します。

まず、1 について、小樽市及び住民等が環境保全上の見地から述べた意見に対しては十分な説明と誠意ある対応を行うよう努めること、3 では漁業が妨げられることを回避するため、配慮を求める事項が 4 点記載されております。

5 では、低周波音の健康被害について、地域住民から不安の声が寄せられていることと、7 では、市の特性である自然景観や眺望景観に与える影響を調査し、良好な景観を阻害しないかを十分に検証すること、8 では、海水浴場の運営を阻害しないよう十分に配慮すること、11 と 12 では、施設による鳥への影響や、建設中、稼働後の水中騒音の海域生物に与える影響について調査、予測、評価することなどが述べられております。

続いて、札幌市長からの意見についてです。

総論と各論がありまして、まず、総論は累積的影響への対応や事業実施区域の設定について慎重な検討を求める内容となっております。

各論では景観に対する影響について記載があります。

まず、アでは、フォトモンタージュの作成等により適切な方法を導入した上で住民意見を踏まえること、イでは、国内でも最大規模の計画となっていることから、そのことを意識し、海外の事例を十分に収集した上で環境への影響を低減するよう配慮すること、ウでは、シークエンス景観の観点からも調査、予測及び評価を十分に行うことが述べられています。

エでは、手稲山山頂の追加など、札幌市内の眺望点の選定について改めて整理するとともに、札幌市内の眺望点には、遠景域、または、遠景域よりも遠いところに及ぶような風力発電機の視距離が比較的遠い地点が多いため、そのような景観への影響を評価する指標についても検討すること、オでは、地域を特徴づける自然、文化、歴史など、その地域における景観の特徴を幅広く捉えた上で予測及び評価を行うことが述べられております。

そして、カでは、風力発電機の色合いの検討に当たっては、コウモリ類や鳥類への影響を可能な限り回避するよう十分な検討を行うことなどについて記載されております。

最後に、当別町長からの意見についてです。

こちらにも総括的事項、個別的事項の順に記載がございます。

総括的事項については、複数の専門家から助言を得るなどしながら、十分な調査と慎重な予測及び評価を実施し、結果を反映することが述べられております。

個別的事項は、騒音及び超低周波音、動物、植物、景観についてとなります。

いずれも最新の知見や専門家の助言を踏まえて適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を十分に回避、低減することとされておりました、動物の項目では海産魚類の産卵場や稚魚の生息場などに関する詳細な調査を行うことに触れられております。

関係市町長の意見については以上となります。

続いて、資料3-4の答申文（案）たたき台についてご説明いたします。

本事業は、石狩沖エリアにおける11件目の計画であることから、これまでの洋上風力発電事業を対象とした答申文と異なる点を中心にご説明いたします。

まず、前書きは、1段落目に事業の特性、2段落目に地域特性を記載しておきまして、2段落目の最後には石狩市の風力発電ゾーニング計画書において環境保全エリア及び調整エリアとなっている旨を記載しております。

最後に、3段落目ですが、影響を回避または十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

そして、2段落目の地域特性に関しましては、これまでの石狩沖での答申の多くにニセコ積丹小樽海岸国定公園についても記載していたのですが、本事業では、10キロメートル以上の離隔距離があり、垂直見込み角1度以内の可視領域に入っていないことから記載しておりません。

続きまして、1の総括的事項についてです。

まず、(1)では、従来と同様の流れで、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たっての科学的根拠を求めております。

(2)では、事業実施想定区域の設定について、検討過程の説明に当たり、漁業権区域や石狩湾海域協定航路、環境保全上配慮が必要な場所など、除外できなかった理由についての記載がなかったことから、説明が不十分で分かりにくい部分があることを指摘し、方法書での改善を求めております。

(3)から(7)は従来どおりとなります。

(3)は、評価項目の選定について、水の濁り、流向、流速、水中音などの影響が懸念されることから、方法書以降の手続で影響を受けるおそれがある項目について漏れなく評価項目として選定した上で適切に調査、予測、評価を行うことを求めております。

(4)は、ほかの既設風力発電所などとの累積的影響が生じるおそれがあることについて記載しております。記載の文言については最新の答申文と同様となっております。

(5)では石狩市のゾーニング計画を踏まえた計画とすることを記載しています。

(6)は住民との相互理解の促進についてで、関係市町、関係機関、住民等へ丁寧な説明などを行うこと、漁業関係者からの理解が得られるよう調整することを記載しております。

(7) では、図書の公表について、利便性向上に努めるよう求めています。

続いて、個別的事項についてです。

まず、項目は、風車の影、動物、植物、生態系、景観の5項目としております。

(1) の風車の影についてです。今回、2キロメートルの範囲内に住居はないのですが、風車のローター直径の10倍に当たる2.7キロメートル以内に住宅や福祉施設等があるので、風車の影による影響について言及してありまして、風車と住宅などとの離隔距離を取ることで影響を回避または十分に低減することとしております。

次に、(2) の動物についてです。従来どおり、アでは、先ほどの前書きとも一部重なりますが、重要種の生息情報などについて述べ、このため、これらの種の生息状況に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う影響について、回避、低減することとしております。

イでは、改変する可能性のある環境に生息する動物相を的確に把握し、重要な動物種の生息環境への影響を回避、低減することとしております。

次に、(3) の植物についてです。

アでは、海底ケーブルの敷設に伴う改変箇所の検討に当たっては藻場への影響範囲を避けるなどして影響を回避、低減することとしております。イでは、改変する可能性のある環境に生育する植物相を的確に把握し、重要な植物種の生育環境への影響を回避、低減することを記載しております。

次に、(4) 生態系についてです。項目として選定されていないのですが、工事の実施や施設の存在、稼働に伴う海域の環境変化による影響が長期間にわたり広域に及ぶおそれがあるため、最新の知見の収集に努め、専門家の助言を得ながら対象や手法について十分に検討することを求めています。

最後に、(5) の景観についてです。

アは、主要な眺望点の選定について、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討し、その上で適切に調査、予測、評価を実施し、影響を回避、低減することとしています。眺望点について改めて検討を求める理由については、札幌市の市長意見のほか、1次質問の質問番号3-14で地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場を選定することについて事業者の見解を確認していたことを踏まえています。

イでは、おおむね従来どおりの記載となっておりますが、前書きでご説明したとおりで、ニセコ積丹小樽海岸国定公園については言及していません。

内容としては、区域及びその周辺に国定公園が存在し、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることに加え、沿岸一帯から風車群が広い範囲で視認されるようになり、日本海を臨む景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることを述べ、こうした景観への影響について適切な調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めています。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○露崎会長 ただいまの説明について皆様からのご質問やご意見、確認事項等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 たくさんの類似の案件があつて、ほぼ出尽くしている気もしますが、特に新しい質問、意見等がございませんでしたら、答申文について、特に修正はありませんでしたので、たたき台のままといたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにいたしたいと思います。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 ありがとうございます。

それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、これより議事(4)に移ります。

本日が2回目の審議となり、これも答申を予定しております稚内タツナラシ山ウィンドファーム(仮称)計画段階環境配慮書についてです。

事務局から事業概要の説明、主な2次質問とその事業者回答報告、それから、答申文(案)たたき台等の説明をお願ひいたします。

○事務局(菅原主任) まずは、事業の概要について、大まかに振り返ってまいります。

薄い水色の図書を用意していただきまして、図書の21ページをご覧ください。

本事業は、稚内市内に事業実施想定区域を設定した事業でありまして、発電所の最大出力が6万4,500キロワット程度、単機出力が4,300キロワットの風力発電機を最大で15基設置する計画です。

なお、次ページになりますけれども、本事業区域は、事業者のグループが所有している社有地を活用することを前提に区域が設定されている旨の記載がございませう。

次に、40ページをご覧くださいと、本事業の区域及びその周辺にある数多くの風力発電事業が稼働もしくは計画中となっている状況が図に示されております。

なお、区域内に重複している事業として樺岡風力発電事業がありますけれども、ページ下部に記載されているとおり、区域が重複している範囲では事業は実施されないことを確認しているとの記載がございませう。

次に、83ページをご覧くださいと、本事業実施想定区域は、EADASセンシティブマップによる注意喚起メッシュのA1及びA3メッシュと重複していることが示されております。また、99ページには風車設置想定範囲のほぼ全域が水源涵養保安林となっていることが示されております。

最後に、125 ページをご覧くださいと、風車設置想定範囲からは1キロメートルの
離隔があるものの、事業実施想定区域内に住宅が位置していることが記載されております。

振り返りは以上といたしまして、関係資料のご説明に入らせていただきます。

関係資料は、資料 4-1 から資料 4-4 までとなります。

まずは、資料 4-1 を用い、本事業に係る 2 次質問とその事業者回答について、主な質問
とその回答を何点かご説明いたします。

資料 4-2 は資料 4-1 の補足資料となっておりますが、今回の説明では用いませんので、
適宜、ご参照をいただければと思います。

それでは、資料 4-1 の 1 ページの質問番号 1-2 をご覧ください。

配慮書のインターネットでの公表について、当分の間、閲覧期間を延長するとして公表
が継続されていたため、その理由といつ頃まで公表を継続する予定なのかを質問いたしま
した。これに対して、事業者からは、地域の方々から話を聞く中で要望があったことから、
他事業に対する道知事の意見も踏まえて対応を決定した、期間については、評価書終了ま
では閲覧を継続する方針であるとのことです。

次に、4 ページの質問番号 3-8 から質問番号 3-10 をご覧ください。

本区域の植生について、1 次回答で、事業者からは、過去の山火事により植生が消失し
た後に成立した 2 次林であるといった趣旨の回答等があったことを踏まえ、2 次植生にお
いても自然林に近い植生があることを指摘し、森林の発達度や更新状況等を定量的に評価
できる調査を実施する必要があるのではないか、また、火災があったとしても森林が全
焼することは考えにくく、残存林の存在の可能性を考慮する必要があるのではないかを質
問しました。これに対して、事業者からは、指摘を踏まえて調査手法を検討するほか、現
地調査を行い、現在の植生の状況を確認した上で事業による影響を予測し、実行可能な範
囲で回避または低減に努めるとのことです。

次に、6 ページの一番下の質問番号 3-28 をご覧ください。

区域及び周囲に存在する増幌川が保護水面に指定されていること、また、本河川におい
てサケ・マス増殖事業が行われていることから関係機関との協議が必要ではないかを質問
いたしました。これに対して、事業者からは、増幌川に対する影響についても留意し、関
係機関とも事前に協議を行うとのことです。

次に、7 ページの一番下の質問番号 3-29 をご覧ください。

事業実施区域内に土砂災害警戒区域が含まれることから関係機関との打合せを求めたほ
か、地滑り地形分布図から地滑り地形が見られ、また、地質の状況から地滑りが起きやす
い斜面が多いと考えられることから、こうした地形を避けるよう指摘をしました。これに
対して、事業者からは、関係機関とは 1 度相談をしているが、再度の相談を行うほか、地
滑りの危険のある箇所については回避する方針であるとのことです。

最後に、8 ページの質問番号 4-11 をご覧ください。

累積的影響について、前回の審議会の際、先崎委員からいただいたご指摘を踏まえまし

て、地形改変による累積的な影響は他事業と区域の重複がなくとも生じ得るのではないかを質問いたしました。これに対して、事業者からは、配慮書段階においては、本事業の改変区域等の事業計画が未定であり、また、他事業の詳細な情報が把握できていないことから、本事業との区域の重複の有無によって累積的な影響の選定、非選定を判断した、方法書以降において他事業者へ情報提供を求め、地形改変及び施設の存在に係る累積的な影響について適切な調査、予測及び評価に努めるとのことです。

以上で資料 4-1 の説明を終了いたします。

次に、資料 4-3 の関係市長意見についてご紹介いたします。

関係市は稚内市でありまして、関係市長である稚内市長から意見をいただいております。

事業実施想定区域は稚内市風力発電施設建設ガイドラインにおいて特に定めのない場所に該当するが、2キロメートル以内に民家が存在する区域であることからガイドラインの遵守を求めること、累積的影響について十分な調査を行うとともに、予測及び評価を適切に行うよう求めること、騒音や低周波音等の様々な影響について調査を行い、適切な対応を行うことを求めること、北辰ダムが付近にあることから、建設に当たり市との事前協議及び専門家への意見聴取を求めること、河川に与える影響について調査を行い、適切な対応を行うことを求めること、関係省庁にて現行の保安林を確認するとともに、各種法令の遵守を求めること、稚内空港の運用に支障が生じないように、関係機関との調整を求めること、眺望点からの景観について、分かりやすい説明と十分な配慮を求めること、埋蔵文化財保護の観点から市教育委員会との事前協議を求めること、オジロワシ、オオワシ等の天然記念物についての配慮を求めること、地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明、合意形成に向けた適切な対応を求めることの見解が提出されたところでございます。

資料 4-3 の説明については以上となります。

それでは、資料 4-4 の答申文（案）たたき台の説明に入ります。

たたき台については、最近の他の風力発電事業の配慮書への答申をベースとしながら、審議経過や市長意見などを勘案して作成しております。

それでは、順に説明してまいります。

まず、前書きは、従来同様、1 段落目には事業の特性、2 段落目には地域の特性をまとめておりまして、3 段落目ではそれらを踏まえて的確に対応することを求めています。

次に、総括的事項についてです。

(1) は、従来と同様でございまして、全体的な留意事項として、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得るなどしながら調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを記載しています。

(2) は事業実施想定区域などの設定についての意見で、検討過程の説明は一定程度なされているため、今回、不十分であるという意見は付しておりませんが、一度、図書に戻っていただきまして、164 ページに示されているとおり、土砂災害警戒区域が区域内にあることから、土砂流出による生態系等への影響がないよう配慮し、方法書では検討

過程を分かりやすく示すことを求めています。

(3)は、累積的影響についての意見です。前回の審議会で白木委員からいただいたご意見を踏まえ、文末に「確実に環境影響を回避又は低減すること」といった文言等を追加しております。

(4)は、稚内市が策定しているガイドラインを踏まえ、同市と調整を図り、方法書でその結果を反映することを求めた意見となっております。

(5)は、住民等への積極的な情報提供に関する意見です。市長からの意見にもありましており、積極的な情報提供や丁寧な説明を求めた意見となっております。

(6)は、インターネットを使った利便性の向上に関する意見です。本事業は、先ほどご説明しましたとおり、住民の要望等を踏まえて継続的な公表対応を行っていることから、一定の配慮が行われていることに対して言及した上で今後さらなる利便性の向上について努めることを求める意見としています。

次に、2の個別的事項について、(1)から順にご説明いたします。

(1)は、騒音及び風車の影についてです。区域及び周辺に住宅が存在していることから、これらに対する騒音や風車の影による影響を回避または十分に低減することを従来同様求めた意見としております。

(2)は、水質についてです。工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項に選定されていませんが、区域内に存在する増幌川について、サケ・マス増殖事業が行われていること、保護水面であることから、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念されるため、調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めた意見としております。

(3)は動物についての意見で、意見の形式としては従来同様です。

アでは、文献やヒアリングにおける希少な鳥類、希少なコウモリ類の生息情報があることに触れ、それらへの影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避低減に努めるよう求めています。今回、センシティブティマップの注意喚起メッシュでA1の指定があったため、極めて重点的な調査が必要とされているとしているほか、オジロワシとA1の指定理由でもあるチュウヒを例示しまして、また、同じくA1メッシュの指定理由でもある集団飛来地情報として、声間大沼が同じメッシュに含まれていることを踏まえ、ハクチョウ類を例示しております。

イでは、動物相について、専門家等から助言を求めながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避、低減するよう求めた意見としております。

(4)は、植物及び生態系についてです。こちらも意見の形式としては従来同様であり、アでは、区域内に植生自然度の高いササ群落(Ⅱ)やエゾイタヤミズナラ群落、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響の回避または低減を求めています。また、保安林が風車設置想定範囲のほぼ全域と重複しているため、意見の後段で特

出しし、関係機関と協議を行い、その結果を踏まえ事業計画を検討することを求めております。

イの植物相、ウの生態系については、それぞれ専門家等からの助言を得ながら的確に把握もしくは重要種の選定をし、生息地または生育地の改変を避けることにより影響を回避低減することを求めた意見としております。

最後に、(5)の景観についてです。眺望点はヒアリングによって選定しているものの、従来同様、地域住民が日常生活上なれ親しんでいる場所等からほかに追加すべき眺望点がないか、改めて検討することを求めた意見としています。

資料の説明については以上となります。

ご審議のほどをどうぞよろしくお願ひいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 ございませんので、本日も審議をいただきました稚内タツナラシ山ウィンドファーム(仮称)計画段階環境配慮書についての答申文(案)はたたき台のまましたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにいたします。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 よろしいようですので、後日、事務局との協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、ここで休憩を入れたいと思います。

[休 憩]

○露崎会長 それでは、時間となりましたので、会議を再開します。

事情がありまして、議事の順番を変えて、まず、式次にあります議事(7)から始めたいと思います。

議事(7)は、本日が2回目の審議となり、答申を予定しております(仮称)えりも町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

この議事については、事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合には、一通りの審議終了後、希少種保全の観点から非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。

後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にはお申出を下さい。

それでは、まずは、事務局から主な2次質問とその事業者回答等の説明をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

（仮称）えりも町風力発電事業ということで、灰色の図書でございます。関係資料の順番が前後して申し訳ないですけれども、資料7-1から資料7-4までとなります。

前回にご審議をいただいた際の繰り返しとなりますけれども、資料のご説明に入る前に、まずは、事業の概要について、図書を用いて簡単にご説明させていただきます。

まず、図書の4ページをご覧ください。

本事業は、えりも町に約6,588ヘクタールの対象事業実施区域を設定しており、単機出力4,300キロワットから6,100キロワット級の風力発電機を最大35基設置し、最大で10万キロワットの出力となる風力発電所を設置する計画の事業となっております。

次に、27ページをご覧ください。

本事業の特色としまして、前回ご説明したものですけれども、同所的に複数の計画が進行しております。本事業のほか、3事業が既に方法書手続を終えておまして、過去にご審議をいただいた事業について、皆様からいただいたご意見等を踏まえた質疑等を行っているところでございます。

飛びまして、図書の150ページをご覧くださいと、住宅等の配置の状況が示されておりますけれども、区域内、また、風力発電機設置予定区域内に住宅等が点在しております。

戻りまして、131ページをご覧ください。

区域内にえりも歌別さけ・ますふ化場が歌別川流域に存在しているほか、その上流域には上歌別川を水源とした水道水源の取水地点が存在しております。また、135ページをご覧くださいと、本河川は保護水面に指定されております。

戻りまして、74ページをご覧ください。

こちらは現存植生図でございますけれども、ページが飛びまして、93ページに植生自然度9と植生自然度10を類型化したものが記載されております。区域内に植生自然度9の区域と植生自然度10の区域がそれぞれ存在していることが分かるかと思えます。

また、108ページをご覧くださいと、保安林の状況が記載されております。区域中央部のほか、東側や北端側も保安林と重複しています。

事業の振り返りは以上といたしまして、資料7-1を用いまして、本事業に係る3次質問とその事業者回答について、幾つか絞ってご説明してまいります。

なお、資料7-2につきましては資料7-1の補足資料となりますけれども、今回の説明では用いませぬので、適宜、ご参照をいただきますようお願いいたします。

それでは、資料7-1の3ページの質問番号3-7をご覧ください。

前回、先崎委員からご指摘をいただきました夜間の渡りについて、道内のアカハラ、ア

オジの大部分が通過する箇所であること、また、そのことから、サーマルスコープ等を使い、渡りのピークを確実に押さえた調査が必要と考えられること、その他、シマクイナ、オオミズナギドリ、ウミスズメ、コシジロウミツバメ、アカアシミツユビカモメ等の利用等があり、十分な数の適切な能力を持った調査員かつ、少なくとも秋については複数年の調査を行う必要があるのではないかとといった趣旨の質問をいたしました。これに対して、事業者からは、アカハラ、アオジも含めた渡り鳥について適切に予測評価を行い、保全措置を検討すること、調査については渡りのピークを的確に把握して調査時期を設定し、サーマルスコープの使用も含め、調査手法についても専門家とも相談しながら再検討をすること、また、十分な数の適切な能力を持った調査員により調査精度を確保し、これらの調査結果を踏まえ適切に予測評価を行うこと、渡り鳥調査における複数年調査については専門家等への助言等を行い、検討すること等の回答がありました。

次に、8 ページの一番上の質問番号 4-1 をご覧ください。

1 次質問の際の回答で、最低限 0.5 キロメートルの離隔を確保する予定であるといった回答に対しまして、えりも町の条例において、住宅等との離隔距離は風車の全高の 5 倍以上が必要であるとしていることから、現時点の計画における最大高さは 179.4 メートルであり、それを踏まえると、約 900 メートル以上の離隔距離が必要であるのではないかと、別の 1 次質問への回答で条例を遵守する旨の回答があることから、今後、住宅等との離隔距離をどのようにするのかについて改めて質問いたしました。これに対して、事業者からは、条例を遵守し、離隔を 900 メートル以上確保するよう風車配置を検討するとのことでした。

次に、13 ページの質問番号 6-28 の①をご覧ください。

1 次質問での林道などアクセス性に優れた箇所に踏査ルートを設定したとの回答に対し、林道の影響のない区域に踏査ルートが設定されていないということか、またそれでは自然環境についての十分な情報が得られないのではないかと質問いたしました。これに対して、事業者からは、林道がなくても今後検討する施工計画も踏まえ、風車立地箇所については極力踏査する予定との回答がありました。

最後に、17 ページの質問番号 7-4 をご覧ください。

前回、押田委員からご指摘をいただきました追加した区域についての質問で、林道に至るまでに相当量の改変を要し、区域追加の妥当性がないのではないかと、また、区域北側ではナキウサギの生息が確認されていることから配慮が必要なのではないかといった質問をいたしました。これに対して、事業者からは、北側の追加区域の林道は牧場内の管理用道路から続くものであるといったことから、林道に至るまでの改変は生じない想定であり、むしろ、道路造成を回避し、環境影響の低減を図ることができるということと、また、ナキウサギについては生息状況にまだ不明な部分も多いため、現地調査を実施した上で影響を回避、低減する、また、現地調査の実施前に専門家等へヒアリングを行うとのことでした。

資料 7-1 についてのご説明は以上とさせていただきます。

また、資料 7-3 の関係町長意見ですが、関係町であるえりも町長から、図書の縦覧において提出された意見に対して適切な対応を求める意見が提出されております。

それでは、資料 7-4 の答申文（案）たたき台の説明に入らせていただきます。

たたき台につきましては、過去の同所的な事業 3 件を踏まえ、また、最近のほかの方法書の答申もベースとし、審議経過なども勘案して作成しております。

それでは、順に説明してまいります。

まず、前書きは、これまで同様、1 段落目には事業の特性、2 段落目には地域の特性をまとめておりまして、3 段落目ではそれらを踏まえて的確に対応することを求めています。

次に、総括的事項についてご説明いたします。

(1) は、影響の回避を最優先に保全措置を検討すること、最新の知見や地域の状況に精通した複数の専門家の助言を得るなどしながら科学的知見に基づいて予測、評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどを求めた意見としております。

(2) は、区域の絞り込みや風車配置のさらなる検討を求め、その過程を準備書に記載することを求めた意見としております。

また、配慮書から区域の絞り込み等を行っているものの、区域の中に自然度の高い植生や保安林、住宅等が依然存在していることを踏まえた意見としております。

(3) は、累積的影響に関する意見で、過去の同所的な事業での審議過程を踏まえ、現地調査に伴う攪乱についても言及した意見としております。また、配慮書と同様、1 段落目の末尾に、「確実に環境影響を回避又は低減すること」という文言を追加しております。

(4) は、住民等への積極的な情報提供に関する意見です。こちらも、従来どおり、積極的な情報提供や丁寧な説明を求めています。

(5) は、えりも町が再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例を定めたことに関連しまして、えりも町と協議を行うことを求めた意見としております。過去の事業の際はこの条例がまだありませんでしたので、他事業と比較して今回新たに追加した項目となります。

(6) は、縦覧期間後の継続的な公表や印刷及びダウンロードを可能とすることを求める意見です。こちらは、従来どおりの意見となっております。

次に、2 の個別的事項について、(1) から順にご説明いたします。

(1) の騒音及び振動については 4 点ございまして、アでは、区域内及び周辺に住宅や福祉施設等が存在することから、従来どおり、影響の回避、低減を求めています。

イでは、生活環境への影響については不確実性があるほか、住宅等が区域内に存在しまして、離隔距離が十分に確保されていないことを指摘し、風車配置や機種選定などにより可能な限りの低減を求めるとともに、稼働後に影響が確認された場合の対策について検討することを求めた意見としております。

ウ、エにつきましては、資材の搬出入による騒音振動と稼働による騒音について、それ

ぞれ累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を行うことを求めた意見としております。

(2) は、水質については2点ございまして、アでは、歌別川及びその支流について、さけ・ます増殖事業が行われていること、保護水面であること、水道水源の取水地点が含まれていることから、影響を回避または低減することを求めた意見としております。

イでは、従来どおり、水の濁りに係る環境保全措置については、局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとするを求めた意見としております。

(3) は、風車の影についてでございまして、こちらも2点あります。

アでは、騒音と同様、区域及び周辺に住宅や福祉施設等が存在することから、影響の回避、低減を求めています。

イでは、影の影響は時間の長短にかかわらず、人によっては気になることがあるため、配置や構造だけでなく、影響が回避または十分に低減されているかの観点から評価することを求めているほか、累積的影響についても適切に調査、予測、評価するよう求めています。

(4) は動物についてで、5点ありまして、アでは、踏査ルートについて、土地改変や伐採を予定する場所を網羅して設定することを意見しております。

踏査ルートについては、図書376ページ等に記載されております。

なお、376ページは哺乳類調査地点のページですけれども、踏査ルート自体はほかの調査でも共通ですので、こちらをご覧いただければと思います。1次質問の際に、風力発電機設置予定区域の外縁付近を踏査するものが多いことを指摘した質疑を行ってございまして、そちらを踏まえた意見となっております。

イでは、本事業に限らずご意見をいただいております哺乳類の捕獲調査について、十分な精度で調査、予測、評価が行えるよう、手法や地点、トラップ数などを設定することを求めた意見としております。

ウでは、コウモリ類の調査について、これまでの案件と同様、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係性を整理するなどし、適切に調査、予測、評価を実施することを求める意見としております。

エでは、鳥類への影響について、生息及び繁殖やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等の助言を得ながら適切に調査、予測、評価を実施することを求める意見でございますが、今回、先崎委員からいただいたご指摘を踏まえまして、夜行性の希少鳥類の渡りについて、夜間の渡りが特に多い地域であることのほか、「特に夜間の渡りを確実に把握できるよう、適切な調査手法を採用すること」といった文言を追加しております。

最後、オについては、従来同様、哺乳類や鳥類だけでなく、他の種についてもしっかりと調査を行うことを求めた意見でございます。

次に、(5)の植物についてですが、3点ございまして。

アは、動物同様に、踏査ルートについての意見です。

イでは、従来同様、重要種等への配慮について、重要な植物種や植物群落を確認された場合は、生育位置及び群落、その周辺の土地改変を避けるなど、回避を最優先に保全措置を検討することを求めています。また、区域内に情報があるヨシクラスやハルニレ群落等、植生自然度が高い群落については、現地調査によりその区域を明らかにした上で改変区域から除外することを求めています。

ウについては、従来と同様、外来植物の生育状況の把握や拡散防止対策を求めています。

(6)の生態系について、こちらも従来どおりの形ではありますが、3点述べておまして、アでは、注目種や餌資源について、現地調査の結果も踏まえて検討を続け、選定の経緯を準備書に記載することを求めています。

イでは、現地調査の際は、地域の生態系の特徴に留意し、十分な調査を行うことを求めているほか、餌種に係る施設や工事の影響についても評価に含めることを求めています。

ウでは、自然度の高い植生や大径木を含む樹林について、従来同様、現地調査により存在を確認した上で回避を最優先に検討することを求めています。

(7)では、景観について、2点述べておまして、アでは、日高山脈襟裳国定公園や区域内にある上歌別地区からの眺望について、景観への影響が懸念されるため、フォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施した上で評価を行うことを求めています。

また、当該国定公園につきましても、近く国立公園に指定され区域が拡大されることが見込まれていることから、それを踏まえた調査及び評価を実施することを求めています。

イについては、従来と同様、フォトモンタージュ作成の際の留意事項または累積的影響について言及した意見となります。

(8)の人と自然との触れ合いの活動の場については、これまでと同様のことを2点述べておまして、アでは、百人浜など、区域に近接する人触れの場について、利用状況等について十分調査した上で適切に予測及び評価を実施することを求めています。

イでは、アクセスルートへの影響について、工期が重複する場合は累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

最後、(9)廃棄物等につきましても、従来と同様、発生抑制や処分量の把握を通じた適切な調査、予測、評価の実施を求めています。

資料の説明については以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○先崎委員 答申の個別的事項の(4)の動物のエの最初の段落の最後の「適切な調査手法を採用する」というところです。

2次質問回答での期間の話をしていて、複数年調査してくださいという話で、検討しま

すとのことでした。調査手法の中に入るのかもしれないのですが、十分な期間を調査設定してくださいということを入れていただけないか、検討をお願いできませんか。

○事務局（菅原主任） 広く言えば調査手法の中に調査期間が入っているけれども、そこは強調してほしいというようなご意見でよろしいでしょうか。

○先崎委員 そうです。複数年を要求していいのかが分からないので、具体的にはしてほしいのですが、もし不可能であれば、十分な期間という形でもいいので、よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 文言については、事務局で検討の上、改めてご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○先崎委員 もう一点あって、「なお」のすぐ次のバードストライクについてです。

私のこれまでの質問の意図としては、希少猛禽類に加えて、夜間の渡り鳥、もしくは、普通の渡り鳥についてもバードストライクを評価してほしいということです。事業者の回答を見ると、そうしますということですが、この対象を明確にさせていただきたいと思いました。

○事務局（菅原主任） 委員の意図としては、「バードストライクについては」の「バードストライク」の前に、「希少猛禽や渡り鳥のバードストライクについては」と追加することですか。

○先崎委員 渡り鳥のほうは、「夜間の」を入れていただけるなら、そのほうがいいかなという気がするのです。

必ずしも夜間の渡り鳥のバードストライクのリスク評価が全図書でやられているわけではない気がするのです。もしくは、やられていたとしても、何か微妙な例で、今回はやってほしいということで、もし可能であれば検討をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 言い方とどこまで入れられるかについては検討の上、こちらも先ほどの話と併せ、改めてご相談させていただければと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見、確認等がございましたら、よろしくお願いいたします。

○押田委員 資料7-4の追加のところです。

ナキウサギに関していろいろとお尋ねをいただいて、ありがとうございました。

これは、林道に至るまでの改変はないということですが、恐らく、事業が始まると、林道の使用の頻度が相当変わってくると思うのです。例えば、追分峠でロードキルがあったということが前回出ていたと思うのですけれども、可能性としてそんなようなことが考えられるかもしれません。ナキウサギの種名まで入れた形として何かできるかどうかを考えていたのですけれども、いかがでしょうか。

北にこれ以上行くと、本当に生息地が開発されそうで危ないといえますか、ぎりぎりのところに来ている気がするのです。ですから、何か一つ入れておいていただくといいのかなと思うのです。

(4)の動物のところ、どこに入れるか、私もなかなか思いつかないのですが、ナキウサギの場合、捕獲調査はせず、岩場やガレ場の痕跡調査を中心にされるのではないかと思うのですが、どこかここで盛り込めるものがあるか、ご検討をいただけたらいいかなと思います。

○事務局(菅原主任) 押田委員、1点確認させてください。

ロードキル等ということで、基本的には工事中の影響ということでよろしいでしょうか。

○押田委員 いえ、工事中の影響の可能性も一つありますよということです。

それから、工事が始まることによって騒音などもあるかと思いますが、4キロメートル先と同様に、上の部分から少し分散してこようとしている個体が出た時に対する影響です。ロードキルでと限定しているわけではないのですが、前回、一般の方の意見にロードキルについてありましたよね。だから、それを言ったのです。

○事務局(菅原主任) ご意見については承知いたしました。

今、押田委員からもどう追加したら良いのかとありましたし、こちらでも今すぐにこんな形でというのはなかなか難しいところがありますので、事務局で改めて検討させていただいて、その上で、もう一度、押田委員にご相談させていただきたいと思います。

○押田委員 エゾナキウサギは、非常に懸念しているところですので、よろしくお願いたします。

○露崎会長 そのほかにご意見やご質問、確認等がございましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問がないようですので、ここで非公開審議について確認したいと思います。

委員の皆様から希少種に関しましてご質問やご意見等がある場合には、挙手ないし声でも結構ですので、合図をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 特に要望はないようですので、本議事につきましては非公開審議を行わないことにいたします。

本日も審議をいただきました(仮称)えりも町風力発電事業環境影響評価方法書の答申文(案)に関しましては、動物のところ、3点ですが、ナキウサギへの影響に関し、種名を入れる等でもう少し明示的に指摘をしたいということで、その文言は追って事務局で検討するという事です。

鳥に関しまして、(4)のエのバードストライクに関しましては、例えば、調査対象を猛禽類及び夜間の渡り鳥のような文言を入れてもっと対象を明示的に書くということ、エの最後の部分で、適切な調査手法及び十分な調査機関等のように、調査期間を十分取るべきということを指摘するという3点の加筆または修正を行うということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 ありがとうございます。

では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、次第では議事(5)となりますが、本日が1回目の審議となります(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書についてです。

この記事の議事につきましても、事務局から冒頭に説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見やご質問等がある場合には、一通りの審議終了の後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。

後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にはお申し出を下さい。

それでは、まずは事務局から事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局(下田主事) 初めに、本事業に関わる手続の経過について簡単にご説明させていただきます。

本事業につきましては、令和4年5月に配慮書手続が開始されまして、本審議会からの答申は令和4年9月にいただいております。

方法書につきましては、11月22日に縦覧が開始されまして、本審議会には11月30日付で諮問させていただいており、本日が1回目の審議となっております。

なお、配慮書時点での事業名は古平・仁木・余市ウィンドファーム事業でしたが、方法書では古平・余市ウィンドファーム事業と名称が変更になっております。

本事業は3回のご審議をいただくことを予定しております。

まず、1回目の審議ですので、図書の概要についてご説明いたします。

(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業の紫色の図書をご用意ください。

また、資料5-1の1次質問及び回答も併せてご説明させていただきますので、資料5-1、資料5-2も併せてお手元にご用意をいただければと思います。

図書に記載がありますとおり、事業者は関西電力株式会社です。

図書の4ページをご覧ください。

本事業は、単機出力が最大で6,100キロワットの風力発電機を最大18基設置する計画であり、総出力は最大7万5,600キロワット程度となっております。区域の面積は、およそ1,408ヘクタールとなっております。

続きまして、隣の5ページをご覧ください。

対象事業実施区域は、古平町及び余市町に位置する計画で、区域南側の仁木町は関係市町村となっております。

本事業につきましては、配慮書から方法書に進む際に区域の見直しがされておりますが、

その経緯につきまして、図書の後ろの 629 ページに検討フローが掲載されておりますので、ご覧ください。

まず、重要な自然環境のまとまりの場への配慮として 2 点記載されております。

1 点目は、自然度の高い植生エリアの回避についてです。

図書の 634 ページの第 7.2-16 図（1）をご覧ください。

この図では北部、中部、南部の 3 エリアが記載されておりますが、方法書では、そのうち、植生自然度の高い中部エリアを区域から除外しています。植生調査の詳細につきましては図書の 637 ページから 646 ページに記載されております。

さらに、この調査に基づきまして、北部と南部エリアについても植生自然度の高いエリアの直接改変を可能な限り回避、低減するよう、風力発電機の設置想定範囲を含む対象事業実施区域を設定しております。

このことについて資料 5-1 の 2 ページ質問番号 3-6 において質問してありまして、図書の 88 ページに記載されておりますが、中部エリアは尾根部が全面的に植生自然度が高いと判定されたため、事業エリア検討対象から除いたと記載されているのですが、本図書での対象事業実施区域においても現存の植生図では尾根沿いに植生自然度 9 の区域が広がっております。予備判読において、北部エリア及び南部エリアが中部エリアと異なる結果となった理由について質問しているのですが、事業者からは、中部エリアは、北部エリア及び南部エリアと比較し、より高標高でハイマツ群落等の高山植生が面的に広がって分布していたのに対し、北部エリアと南部エリアはそのような高山植生がまとまって分布しておらず、林道沿いを中心に植林や落葉広葉樹の 2 次林タイプの分布が見られたためとの回答をいただいております。

続きまして、図書に戻りまして、2 点目の鳥獣保護区、特別保護区の回避についてですが、図書の 647 ページから 649 ページに記載されているとおりで、これらの区域についても回避しております。

続きまして、図書の 651 ページをご覧ください。

事業体制の検討としまして、北部エリアを対象事業実施区域として設定しております。

図書の 650 ページに記載されておりますとおり、北部エリア及び南部エリアに分けることによりまして、両エリアには約 14 キロメートルの離隔距離が生じること、共通して利用する設備等がなくなったということで、事業体制を見直し、本事業を北部エリアに当たる古平・余市エリアの発電所として位置づけて、南部エリアに当たる仁木エリアは対象外となりました。

さらに、北部エリア内の検討としまして、図書の 653 ページ、第 7.2-19 図のとおり、エリアの検討がされております。

その結果、植生自然度の分布状況を踏まえて、天狗岳から湯内岳を含む古平町と余市町の行政界の区域と、道道 569 号に接続する取付け道路を除外しています。

一方で、植生自然度の状況を踏まえて事業エリア西側の古平牧場跡地を新たに対象事業

実施区域とし、それに伴い、そこへのアクセス道路についても区域に含めております。また、アクセス性の観点から対象事業実施区域の東側と西側の既存林道も新たに区域に含まれております。

そのほか、法令等の制約、環境保全並びに防災計画上留意が必要な区域、施設等への配慮につきましては、654 ページから 664 ページに記載されております。

655 ページの第 7.2-20 図では、対象事業実施区域の周囲にニセコ積丹小樽海岸国定公園が指定されておりますが、区域内には含まれていないことが示されております。

続いて、656 ページに第 7.2-21 図で保安林の指定状況が示されております。

今回新たに区域に追加された古平牧場跡地につきましては保安林に指定されていないことが確認されております。

続きまして、657 ページから 660 ページに環境保全上配慮が必要な施設等の位置が記載されておまして、661 ページから 664 ページには防災計画上留意が必要な区域が示されております。

続きまして、図書の大分前に戻っていただきまして、22 ページをご覧ください。

こちらは、区域周辺の他事業が記載されております。

既存施設は 2 事業、周辺の事業は 2 事業で、周辺事業はいずれも配慮書が終了した段階となっております。

続きまして、区域及びその周囲の概要についてご説明いたします。

まず、動物について、63 ページをご覧ください。

EADAS のセンシティブティマップで、区域及びその周囲が位置するメッシュについては注意喚起レベル C のメッシュがありまして、65 ページが海域版になるのですが、こちらは注意喚起レベル 1 のメッシュが確認されております。

少し戻ると、58 ページにはクマタカの生息情報が記載されております。

また、56 ページに渡りルートの図が示されておりますが、対象事業実施区域の北側に海ワシ類の日中の渡りルートが確認されております。

次に、植物についてです。

85 ページをご覧ください。

対象事業実施区域には、植生自然度 9 または植生自然度 10 の植生が存在してありまして、96 ページに現存植生図が記載されているのですが、図がかなり小さいので、見えにくい場合は資料 5-2 の 11 ページ、12 ページの拡大図をご覧ください。

対象事業実施区域に当たる北部エリアの図を見ますと、植生自然度 9 はエゾイタヤーミズナラ群落等であり、植生自然度 10 はオオヨモギーオオイタドリ群団となっております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場です。

118 ページをご覧ください。

対象事業実施区域には、植生自然度が高い場所や保安林が存在しています。また、区域周辺には、ニセコ積丹小樽海岸国定公園や余市鳥獣保護区・特別保護区等が存在しており

ます。

配慮が特に必要な施設が 156 ページに記載されておりまして、環境保全上配慮が必要な施設のうち、最も近接している福祉施設が風力発電機配置想定範囲からおよそ 2.3 キロメートル離れております。また、隣の 157 ページには住宅の配置の概況が示されておりまして、風力発電機配置想定範囲に最も近接している住宅はおよそ 1.5 キロメートルとなっております。

次に、景観についてですが、402 ページをご覧ください。

主要な眺望点及び身近な眺望点ですが、周辺には、円山公園など、13 地点が存在しておりまして、このうち、垂直見込角が最も大きくなる地点は、2 の明和地区住民集会所で 5.5 度であるとされています。

続きまして、第 6 章の環境影響評価の項目及び手法についてご説明いたします。

図書の 313 ページをご覧ください。

項目の選定結果の一覧ですけれども、一般的な陸上風力に関わる項目についてはおおむね選定されております。

まずは、図書の 333 ページから 343 ページにかけて騒音等に関わる調査手法が示されております。

これについては 5 ページの質問番号 6-12 の②において質問があるのですが、図書 343 ページに示されている環境 1 から環境 4 の地点が、対象事業実施区域内に住居等が存在することを踏まえても、建設機械の稼働による影響を把握する地点として十分な地点が設定されていると考える理由について質問しています。これに対して、事業者からは、現地調査の地点としては、対象事業実施区域の北・南・西方向で設定した環境 1 から環境 4 において現状の騒音状況を把握できるものと考えており、建設機械の稼働による影響については、調査・予測地点のみならず、コンター図を示すことで周辺住居等への騒音影響を網羅的に把握できると考えておりますとの回答をいただいております。

続きまして、図書の 353 ページからになりますけれども、動物について、各調査の手法が示されております。

これについて、6 ページの質問番号 6-18 において、コウモリ類以外の哺乳類の捕獲法として、シャーマントラップのみを実施することとなっていたため、墜落缶を併用する必要があるか質問しております。これに対して、事業者からは、方法書 323 ページの専門家の意見としまして、小型哺乳類の調査のために墜落缶を用いると捕獲した生物が死んでしまう可能性があるため、実施の必要性は低いと思うとのことであったため、調査手法として墜落缶トラップを実施しないこととしました、墜落缶トラップを使用した場合は捕殺することが避けられないため、鳥獣保護法の理念に基づき計画しておりませんでした。審議会等で必要と判断される場合は、哺乳類の捕殺を最小限にとどめる観点から、1 回もしくは規模を下げて実施して、目的の小型哺乳類が捕獲されて相としての把握が十分できた段階で、以降の墜落缶トラップは実施しないことを検討するという回答をいただいております。

す。

続いて、図書の381ページからになりますけれども、植物について、各調査の手法が示されておりまして。

調査位置については、388ページ、389ページ記載されておりまして、生態系については図書の392ページにおいて注目種の選定をしております。上位性注目種としてクマタカ、典型性注目種としてカラ類を選定しており、これら注目種の生態等に係る調査の手法が図書の390ページ、391ページに、そして、394ページから調査位置、生態系の影響予測及び評価フローが記載されております。

これについて、8ページの質問番号6-30の①において、カラ類は上位種の餌対象とならないのかを質問しております。これに対して、事業者から、ツミ、ハイタカ等小鳥類を捕食する小型の猛禽類では餌対象になると考えますが、今回、上位種の対象とした大型猛禽類のクマタカでは主要な餌対象にならないため、上位種の餌対象とならないといたしました。また、当該地のカラ類の主な天敵はアオダイショウであると推定しておりますという回答をいただいております。

続きまして、図書の402ページをご覧ください。

景観について、図書の概要説明でもご覧いただきましたが、これらの主要な眺望点及び日常的な視点場の13地点において調査を実施するとしております。これに関して、資料の8ページ、質問番号6-32において、フォトモンタージュを基にヒアリングやアンケートを行うべきではないかを質問しました。これに対して、事業者からは、景観の影響予測については、主要な眺望点から撮影する現況の眺望景観の写真に将来の風力発電機の完成予想図を合成するフォトモンタージュを作成し、現状と将来の写真を比較できるように準備書に記載するとともに、予測対象の眺望点から風力発電機を眺望した場合の垂直視角、水平視角、景観資源の視認状況を示し、これらを踏まえ予測する予定で、フォトモンタージュを活用したアンケートは現時点では想定しておりませんという回答をいただいております。

図書の概要及び資料の説明については以上となります。

今後は、ほかの事業と同様、委員の皆様には事業者への2次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。メールにて依頼させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、よろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見を願います。

○押田委員 コウモリ以外の小型哺乳類の捕獲のところですか。

質問番号6-18で、確かに墜落缶を使うと小型哺乳類が死んでしまう可能性があるということはそのとおりですけれども、以前もこの会議でお話ししておりますとおり、シャーマントラップでは、餌を使ってネズミを誘引するため、ネズミが中心に取れるのです。トガ

リネズミは餌になるようなものを特に食べたりしないので、取れることは取れるのですが、歩いているところで墜落缶でというのが恐らく一番取れると思います。やむを得ず捕殺になるかもしれないけれども、一度、状況をきちんと把握していただいたほうが良いと私は思いますし、ぜひ実施していただければと思いますので、そのようにお伝えをいただけるといいかなと思います。

○事務局（下田主事） 2次質問以降でそのようなご意見をしたいと思います。また、文言等についてご確認をいただくかと思っておりますので、その際はよろしくお願ひいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等がございましたらよろしくお願ひします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問等がないようですので、ここで非公開審議について確認いたします。

委員の皆様から非公開箇所に対してご質問や意見等がある場合には、Zoomの挙手ボタンあるいは発声で連絡をお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

続きまして、次第の議事（6）になります（仮称）北海道八雲町風力発電事業環境影響評価方法書についてに移ります。

まず、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答等のご報告をお願いいたします。

○事務局（川村係長） まず、図書を用いて事業概要について簡単にご説明させていただきます。

（仮称）北海道八雲町風力発電事業の緑色の図書をご用意ください。

最初に、図書の6ページをご覧ください。

対象事業実施区域は八雲町内に位置する計画であり、区域北側の今金町及び長万部町は関係市町村とされています。

続きまして、区域及びその周囲の概要についてご説明いたします。

まず、動物についてですが、87ページをご覧ください。

EADASのセンシティブティマップでは、風力発電機設置検討範囲が位置するメッシュについては情報なしとされていますが、その南側の対象事業実施区域のうち、搬入路等を含むメッシュでは、注意喚起レベルA1及び注意喚起レベルA3のメッシュが確認されており、オジロワシ、オオワシなどの生息情報や海ワシ類の集団飛来地の情報があるとのことです。

また、89ページをご覧くださいますと、渡りルートの図が示されていますが、対象事業実施区域の東側にノスリの日中の渡りルートが確認されます。

次に、植物についてです。

98ページをご覧ください。

事業実施想定区域には植生自然度 9 または植生自然度 10 の植生が存在しています。

なお、植生自然度 9 はチシマザサーブナ群落などであり、植生自然度 10 はササ群落です。

次に、重要な自然環境のまとまりの場です。

116 ページ、117 ページをご覧ください。

区域及びその周辺には植生自然度が高い場所や保安林が存在しており、対象事業実施区域のうち、搬入路等の一部は本図の南側に位置する IBA 及び KBA と重複しています。

次に、景観についてです。

ページが大きく飛びますが、403 ページをご覧ください。

主要な眺望点及び身近な眺望点ですが、周辺には、立岩公園展望台など、7 地点存在しており、このうち、垂直見込み角が最も大きくなる地点は 4 の山崎地区で、2.4 度であるとされています。

次に、配慮が特に必要な施設についてです。

ページを戻っていただきまして、153 ページをご覧ください。

学校・医療・福祉施設等は、風力発電機配置検討範囲からいずれも 10 キロメートル以上離れています。

ページをめくっていただきまして、155 ページには住居等の配置が示されていますが、風力発電機配置検討範囲からいずれも 2 キロメートル以上離れています。

簡単ではありますが、事業概要の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料 6-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解についてご説明します。

表紙をめくっていただきまして、1 ページには公告・縦覧の状況が記載されています。公告については日刊新聞で行ったほか、関係市町村の広報誌や事業者ウェブサイト等により周知されたとのことです。

2 ページの一番下に縦覧者数が記載されていますが、合計 5 名とのことです。

3 ページに説明会の開催状況について記載されていますが、会場を 3 か所設定したうち、2 か所は来場者なし、1 か所は 3 名の参加があったとのことです。

同じページの一番下に意見書の提出状況が記載されていますが、9 通の提出があり、意見総数は 53 件とのことです。

4 ページからは方法書についての提出された意見と事業者の見解が記載されています。

意見の概要ですが、意見のナンバー 1 では、絶滅危惧種であるオジロワシ、オオワシの生息を懸念する意見であり、これに対する事業者の見解は、移動ルート、繁殖への影響の可能性について、通常の定点に加えて移動定点を設け、より広範囲でも対象とし、上空飛行の有無を確認する方針であり、渡り調査についても調査回数を増やし、飛来状況の把握に努めますとのことです。

なお、鳥類への影響を懸念する意見は、このほかにも多数提出されています。

次に、7ページのナンバー8の意見をご覧ください。

保安林内で事業を行うことやブナ帯への影響を懸念する意見です。これに対して、事業者の見解は、保安林の機能が阻害されないことが大前提と認識しており、関係者と十分な協議の上、適切に対応する、また、林野庁の定める技術基準に従って設計、施工を行うとともに、河川の水質への影響の回避、低減に努めるとのことでした。

次に、14ページのナンバー34をご覧ください。

遊楽部川等の河川への影響を懸念する意見であり、魚類、水生生物への影響や地域の子どもたちの川の学習の場として利活用されているということに関する意見です。これに対して、事業者の見解は、河川の水質への影響を回避、低減するように努める、また、河川環境の良好さを踏まえ、魚類・水生生物の生息状況把握に努めるとのことでした。

簡単ではありますが、資料6-1の説明は以上とさせていただきます。

続いて、資料6-2に沿って、2次質問とその事業者回答について、前回の審議における質問を中心に、抜粋して説明させていただきます。

資料6-3は事業者から提出された回答の補足資料となりますが、説明については割愛させていただきます。

まず、資料6-2の4ページの質問番号追加3-20をご覧ください。

桂委員からの質問ですが、地滑りの起きやすい地質が分布していること、また、地滑り地形分布図には示されていない比較的小規模なものも含めると地滑りを起こす可能性が高い斜面が多数存在することを指摘した上で、事業計画を立てる際、こうした地滑りを確実に避けることについて質問しました。これに対して、事業者からは、規模によらず、地滑りの起きやすい区域及び今後実施する地盤調査結果を基に、風車配置を含めた事業計画を検討いたしますとのことでした。

次に、12ページの質問番号6-24をご覧ください。

こちらは先崎委員からの質問ですが、鳥類の調査について、種によって繁殖期が異なる等、適切な調査時期が異なることを踏まえ、調査時期を示すよう質問しました。これに対して、事業者からは、夏鳥、冬鳥、旅鳥、留鳥に区分し、見解が示されました。

次に、14ページの質問番号6-27をご覧ください。

押田委員からの質問ですが、①では、ピットフォールトラップの設置個数及び設置範囲の設定根拠について質問しております。これに対して、事業者からは、対象の環境が狭い場合には少なくなることが想定されるものの、広い場合には20個から30個は設置できる見込みであり、最低でも10メートル間隔で20個が設置できる範囲を地点として設定する方針とのことでした。

また、③では、本事業が道南地域で計画されていることを踏まえ、コヤマコウモリの生息に対する見解について質問しました。これに対して、事業者からは、本事業地周辺においても、生息の可能性のあることを想定し、留意して調査を行うようにいたします、調査手法としては現在計画している捕獲調査で対応可能と想定しており、文献を参考に、でき

るだけ高い位置に捕獲機をセットする対応をする方針とのことでした。

次に、15 ページの質問番号 6-29 をご覧ください。

先崎委員からの質問であり、夜間に飛翔する鳥類の調査手法について質問しました。これに対して、事業者からは、鳴き声の聞き取り調査や録音調査等を併用するとのことでした。

最後に、同じページの質問番号 6-31 をご覧ください。

白木委員からの質問であり、動物の調査地点について、各調査地点からの視野が不明確であることから、バードストライクの予測、評価を行うに当たって、必要なデータの収集が可能であることを示すよう質問しました。これに対して、事業者からは、現地は開けた場所が少なく、1 か所から広範囲の山肌を望める地点は少ないのが現状だが、地点位置の変更や移動定点の追加により、観察範囲を見直すことで猛禽類の飛翔状況を的確に把握する方針ですとのことでした。

図書の概要及び資料の説明については以上となります。

今後の予定ですが、他の事業と同様に委員の皆様には事業者への3次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。メールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見等をお願いします。

○**先崎委員** 質問番号 6-24 の2次質問の回答についてです。

私の質問に対し、分かりにくい回答かなと思ったのです。

これは、羅列されている鳥に対して繁殖期や秋や春の渡りの時期に調査を想定しているという理解でいいのですよね。

それから、ささいなところですが、回答のオオシギはオオジシギですね。

例えば、夏鳥の中にも繁殖時期がばらけていて、5月、6月に各1回という調査だけでは適切に生息状況その他テリトリーが把握できないのではないかと質問しました。例えば、ヤマシギ、オオジシギは5月、6月だと少し遅いかもしいないので、密度が適切に算出できないかもしれませんので、それについて再度お聞きしていただけないか、各種について何でこの時期で十分なのかを聞いていただけませんか。

○**事務局（川村係長）** 3次質問でより詳細に回答を求めるような質問をしたいと思いません。

○**先崎委員** よろしく申し上げます。

それから、もう一点あって、質問番号 6-29 についてです。

夜間の鳥類の調査についてで、私の最初の質問がよくなかったような気がするのですが、結局、これは、暗視機器、サーマル機器、あるいは、レーダーでこの調査をやるという回

答ですか。今後、聞き取りを併用するということですが、何と併用するのかが分からないのです。

○事務局（川村係長） 3次質問において、レーダー機器、暗視機器、サーマル機器を用いた調査の併用についても改めて確認をしたいと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等をよろしく申し上げます。

○大原委員 また同じですが、北海道環境データベースについてどういう検索をして資料の一覧ができているのか、回答を見てもよく分からないので、お願いします。

○事務局（川村係長） 3次質問で対応したいと思います。

○露崎会長 それでは、そのほかにご質問やご意見等をよろしく申し上げます。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ご意見やご質問等がないようですので、本議事についての審議を終了いたしたいと思います。

長い時間、お疲れさまでした。

これをもちまして、本日の議事は全て終了いたします。

事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしく申し上げます。

○事務局（石井課長補佐） 皆様、本日は、四つの答申を含みます七つの諮問案件につきまして、長時間にわたりご審議をいただき、どうもありがとうございました。

次回の令和5年度第9回北海道環境影響評価審議会は、日程調整をさせていただいておりましたが、2月21日水曜日午後の開催を予定しております。詳細が決まりましたら、ご連絡差し上げますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

3. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

本当に長い時間、お疲れさまでした。また、よろしく申し上げます。

以 上